

令和6年五條市議会第2回6月定例会（第2号）

日 時 令和6年6月13日（木） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	窪 佳 秀	1 防災対策について (1) 災害時の生活用水の確保について ア 地域防災計画について イ 井戸の実態について ウ 井戸の登録制度について エ 井戸の把握について オ 井戸の確保について カ 飲料水兼用の防火水槽の水質検査について キ プール水の飲料水としての水質検査について ク 市庁舎の貯水槽について (ア) 貯水槽施設の概要について (イ) 飲料水としての利用について 2 五條インターチェンジ周辺整備の利用計画について (1) 道の駅の必要性について (2) 市の活性化事業の取組について	市長・部長 市長・部長
2	山 口 耕 司	1 安全な道路の維持管理について (1) 道路の異常通報について (2) 通学路の安全について ア 街路樹根による隆起について イ 歩道を占拠するごみ集積所について 2 公衆トイレの増設について (1) 市内の設置と維持管理について (2) 公園内集会所トイレ改修について (3) 五條市新墓地のトイレについて 3 子どもにやさしいまちづくり事業の推進について (1) 子どもの権利についての教育や啓発活動の積極的な推進について (2) 子どもたちがまちづくりの協議に参加できる仕組みや制度の整備について	市長・技監・部長 市長・部長 市長・部長
3	吉 田 正	1 部活動全体について 2 市内イベントの開催状況について	市長・部長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
4	吉 田 雅 範	1 安全・安心に暮らせるまちづくりについて (1) 防犯カメラによる窃盗等の抑止について (2) 自治会の防犯カメラ設置補助金について (3) 通学・通園路安全確保支援事業補助金の利用について 2 介護保険料の今後について (1) 新たな介護保険料基準額の月額について (2) 今後の介護保険料の増額について (3) 介護予防事業について 3 マイナ保険証導入と患者負担について (1) 患者負担増について (2) 対応病院の診療報酬の引上げについて (3) マイナンバーカードと健康保険証の機能の併せ方について 4 小・中学校のトイレ改修工事について (1) 洋式トイレの施工順序について 5 五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例について (1) 太陽光発電施設の設置と条例施行規則について	市長・教育長 ・部長 市長・部長 市長・部長 教育長・部長 市長・部長
5	藤 富 美 恵 子	1 市民交流施設の建設について 2 大和二見駅からシダーアリーナへの送迎バスについて 3 シダーアリーナ・中央公園の駐車場について	市長・部長 市長・部長 市長・部長
6	大 谷 龍 雄	1 元ゴルフ場の県有地を活用した広域防災拠点整備の提案及び県への要望について (1) 災害発生時の情報の集中と発信 (2) 応急活動要員が集結、出動できるベースキャンプ及び複数機が離発着できる大型ヘリポートについて (3) 救援物資の集積配送の受入れ場所について (4) ユンボ等の掘削用機械を常備した備蓄倉庫について	市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大 谷 龍 雄	(5) 消防職員や消防団員のための訓練研修を行う消防学校について (6) 県南部で多発する深層崩壊、大規模崩壊のメカニズムの解明と対策を研究する施設について (7) がれき処理用地などについて 2 耐震補強工事補助額の100万円への増額について (1) 御所市、香芝市等2市2町2村が100万円としていることについて 3 戦争阻止を目指し自衛隊の海外派遣の中止及び米軍との先制攻撃や敵基地攻撃の中止を、政府へ要請することについて (1) 過去の自衛隊の海外派遣とその後の法律の制定について (2) 安保3文書の閣議決定に基づく敵基地攻撃能力の保有(22年12月)について (3) 岸田首相がバイデン大統領と共同声明(4月10日)を発表し、米軍・自衛隊の指揮統制の枠組みを強化することについて (4) 東南アジア諸国連合10か国が年間1,500回も話し合いを行い、紛争が起こっても戦争にならないよう努力し効果を上げていることについて	市長・部長 市長・部長
7	岩 本 孝	1 西吉野町の施設について (1) コミュニティセンターについて (2) ゲートボール場について (3) きすみ館について 2 上野公園野球場について (1) 要望書への対応について (2) 整備について	市長・部長・支所長 市長・部長
8	谷 勝 啓	1 さくらねこ活動TNRについて (1) ふるさと納税型クラウドファンディングの使い方について (2) TNRや譲渡会活動のPRについて (3) 県のTNRの今後の活用について 2 上野公園シダーアリーナのイベントについて (1) 何をしているか市民が分かるようにすることについて	市長・部長 市長・部長

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十二名）

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長

福平

塚岡

勝清

彦司

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	藤	吉	山	福	岩	窪	吉	谷	中	秋	仲
谷	富	田	口	塚	本		田		山	本	山
龍	美	雅	耕			佳		勝	俊	直	
	恵										
雄	子	範	司	実	孝	秀	正	啓	樹	嗣	嘉

事務局職員出席者

事務局係員	事務局総務係長	事務局次長	事務局長	事務局長
番	神	辰	久	戸
匠	農	巳	保	野
悠	典	大	雅	
輝	子	輔	彦	哲
				柴
				榮
				泉
				岡
				西
				吉
				野
				支
				所
				長
				大
				塔
				支
				所
				長
				会
				計
				管
				理
				者
				水
				道
				局
				長
				財
				政
				課
				長
				事
				務
				取
				扱
				・
				総
				務
				部
				次
				長
				戸
				野
				田
				上
				井
				石
				原
				西
				本
				本
				田
				田
				上
				井
				惠
				充
				人
				彰
				雄
				樹
				長
				子
				美
				晶
				朗
				浩
				長
				之
				子
				彦
				哲
				久
				由
				美
				子
				富
				己
				場
				口
				嶋
				井
				迫
				名
				岡
				民
				伸
				淳
				裕
				田
				柴
				戸

午前十時開会

○議長（福塚 実）ただいまから、去る三日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は、明瞭的確にお願いいたします。

議員各位には、申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うこといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内といたします。理事者側各位にも御協力、お願いいたします。

本日、山口耕司議員から、一般質問に対し資料の配付の申出があり、これを許可しております。

初めに、六番、窪 佳秀議員の質問を許します。（「六番」の声あり）六番、窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀質問席へ〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言のお許しをいただきましたので、窪佳秀、一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず最初に、能登半島地震から半年が過ぎまして、被災地では少しずつ復旧復興が行われていると報道されております。改めて今回の地震で亡くなられた方、いまだ安否確認ができない方にお悔やみ並びに一日も早い発見ができるようお祈り申し上げます。

さて、今回の地震では、多くの教訓が、また、現在、復旧復興作業中にあっても、いろんな中で課題が浮き上がってきました。その中の一つで、災害で断水が生じた際、住民の飲料水や生活用水の確保をする手段であります。

市町村では、飲料水の備蓄は行っているわけですが、生活用水の確保、そして、飲料水の備蓄の限界等が指摘されております。本来であれば、地域防災計画で、生活用水、そして、飲料水の活用として井戸の活用を想定しているわけですが、井戸の活用を想定していない自治体が全国の都道府県所在地、政令都市五十一市のうち、三割の十五市にあたることが分かっております。また、活用を想定している、井戸の数を把握していなかったり、住民が利用できるような枠組みが整備されていなかったことがマスコミで報道されておりました。

そこで、まず五條市では、地域防災計画で井戸の活用を想定した計画となっているのか、お尋ねいたします。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 六番、窪議員の御質問にお答えを申し上げます。

地域防災計画では、「水道水による給水ができないときは、給水対象者を考慮のうえ、プールの貯留水や河川の表流水を水源とし、ろ過器により、ろ過した後、浄水剤により消毒を行い給水する。また、市内の簡易水道及び飲料水供給施設並びに深井戸等所有者の協力を求め、簡易ろ過器により、ろ過した後、浄水剤により消毒を行い、給水に充てる。」となっており、井戸等を利用する計画となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今、答弁いただいたら、一応、計画という形の中で、地域防災計画では、井戸等の利用をする計画となっているという答弁があったわけですが、その中において、やはりこれからその推進と取組について伺ってまいりたいと思います。

一月の能登半島地震では、水道管が広範囲で破損し、断水が長期化して、被災者の生活用水の確保が課題となっております。地下水は全国ほぼどこでもあるため、上水道に支障が出た場合には、有効な代替手段となり得ることが言われております。

国は、二〇一五年策定の水循環基本計画では、自治体に対して、大災害時における地下水の使用の研究を進め、その推進に努める、こういうことが求められておりますが、取組が十分とは言えない実態であるということでございます。

井戸には、公設井戸と、そして、民間井戸があります。本市の井戸の実態についてお尋ねいたします。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 現在、利用可能な井戸の実態につきましては把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）井戸の実態については把握していないということですが、把握していなくて、どのようにして地域防災計画に基づく活用をしていくのかというのが疑問に残るわけでございます。担当部署は分かっていると思いますが、公設井戸とはどういう井戸かということをお願いします。

自治体が災害時、避難所となるような公園や、そして、学校などに災害用として整備されたものを公設井戸ということを言われております。そして、また、民間井戸とは、商業施設や工場などの事業者、そして、また、個人が所有する井戸、これを民間井戸と言っているわけでございます。その井戸の把握の件については、後の質問でまた質問いたしたいと思っております。

本市においても、昔はほとんどの家には井戸がありまして、生活用水や飲料水として使用してきました。その後、上水道が整備され使わなくなるとか姿を消しているというような状態だと思います。

石川県珠洲市では、自宅敷地内の井戸を地震後、復活させ、そして、トイレや洗濯用、風呂にも使用して、近所の人にも利用してもらっている、そして、また、断水の長期化で、被災地では新たに井戸を掘る動きも出て、早期に店舗の再開ができたと話されております。

石川県輪島市や穴水町では、十四か所の井戸をボランティアで掘り、想像以上に水が出たと報道されておりました。

羽咋市は、地震翌日の一月二日に備蓄していた飲料水が底をついたため、急遽、市民に井戸の開放を呼びかけました。企業や市民が応じ、約三十か所の井戸をWebで公開した。そして、また、遠方からの住民も駆けつけて、市担当者は、想像以上に井戸が利用され、そして、市内に使える井戸がこれだけあったのかと驚いたと言われております。今後、個人や事業者が所有する民間井戸の事前登録の制度化を検討すると話されておりました。この登録制度につきましては、県内では、奈良市において活用想定、そして、登録制度を行っております。本市においても調査し、まず実態を把握し、そして、登録に向けて検討していただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長）能登半島地震規模の災害時には、水道が断水し、被災者は長期にわたり飲料水や生活用水が確保できず、不便な生活を強いられることになりました。事前に災害時において、井戸の使用について協力いただける井戸を登録してもらい制度を実施することにより、災害時に被災者に対してすぐ井戸水を提供できることは大変有意義であるため、今後、研究してまいりたい、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）有意義であるということで、今後、研究していくという答弁でございましたけれども、やはりぜひとも検討していただいて、

そして、災害があっても市民が安心してもらえるような、そういうような準備をしていただきたいと思います。

井戸は、水質検査や、そして、ポンプ交換などで維持費がかかる、井戸の維持に補助制度を設けている市町村もございます。

広島県では、広島土砂災害によって、経験したことにより、井戸の水質検査を無償で実施地域への井戸の開放を後押ししております。水質検査をすることにより、井戸所有者も安心して近隣住民に利用を呼びかけられているとのことであります。本市においても上水管の老朽化に伴う改修を行っておるところでございますが、めどといいますのか、改修の最終年度、年数も期間もはつきりしないというところで、かなり十年や二十年ぐらいでは改修ができないのところがどうかということを聞いておるわけでございます。

そういう中において、やはり自治会、そして、また、五條市には自主防災組織、こういう組織もございます。そういう組織を通じまして、まず井戸水、井戸のその把握から始めていただきたいと思いますがお考えをお聞かせ願います。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 能登半島地震でも井戸を確保して生活用水として使用することは大変、効果的であったということですので、井戸の現状把握を行ってまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） この把握はどの担当課がするのかというのも、これは難しい問題があると思うんですけれども、やはり一番その現状をよく知っておいてほしいのが危機管理課であるのかなと僕は思うわけでございます。

静岡県ですけど、静岡県では、地震防災対策強化地域、東南海ですか、地震の防災対策強化地域に指定されて、静岡県では、僕、これ一遍、行ったことあるわけでございますけれども、町内会の公園の敷地内にそういうような公設井戸、市が造った井戸ですけれども、これを整備されております。そして、手動のポンプですけれども、というのは、停電になりましたら、モーターが作動しませんので、水をくみ上げるのができないという形の中で、昔、よくありました手押しの手動ポンプ、これを備えてあるわけでございます。それによって、住民が、もし何かあれば、それを横に置いてあるわけです、ずっと設置はしていません。そして、使わないとあかん場合には、マンホールを開けて、そして、その手動ポンプを差し込んで、そして、呼び水をして、そして使うと、こういうようなことが静岡県では公園でやっているわけですけれども、そういうような形で、やはりその停電にも備えておるといような状況でございます。

そして、そういうことにおきまして、やはり今後ですけれども、本当に多くのその給水の拠点ですけれども、これを確保できるという井戸

の確保ですけれども、これについて、一遍、市長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 災害時の生活用水の確保は、今回の能登半島地震でも課題となりました。そういったことから、井戸を確保し、生活用水として利用することは大変重要なことだと考えております。

この間の能登半島のところにも職員の派遣もいたしましたし、その中でやはり飲料水、非常に大切なものなのだというふうなことも報告も受けました。そして、また、飲み水はもちろんのことですけれども、やはりトイレの水、流す水というのも非常に重要なものだというふうにも思っています。

紀伊半島大被害のときですけれども、トイレの水が流せないということで女性の方が非常に苦勞をされていたということもございまして、私の記憶にもかなり残っているところもございます。そんな中、今、議員がお述べになったように、停電のときでも使えるような手動のポンプですか、そういうものを踏まえて、全体的に研究、また調査してまいりたいなというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今、前向きな話をいただいたわけですけど、本当にこれ大事なことだと思います。飲料水は、また、直にと言うとおかしいですけれども、しばらく時間がたてば、救援物資なりもろもろの中に入ると思うんですけども、なかなか生活用水というのが本当にこれ入りにくいというのが、この能登半島の地震で示されておるわけでございます。

その中において、これからする質問は、今、五條市の中で、過去にですけど、こういうような非常の場合の飲料水並びに生活用水の確保に使えるものをしてあったんだということをお伝えするとともに、そして、今現在どうなっているのかというのを次の質問でお聞きいたしたいなと思います。

まず一つは、飲料水の兼用の防火水槽について伺います。

この質問は、過去にも、また委員会でも答弁をいただいたことがあるわけでございます。そのときは、点検はしておると、そして、それが飲料水として利用できるのか。そして、また、水質検査は行っているのか。こういうところがちよつとはつきりした答弁がなかったわけでございますけれども、今回、お聞きしたいのは、利用できるのかと、そして、水質検査は行っておるのか、これをちよつとお伺いいたします。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。飲料水に利用するための五條小学校に設置しております緊急用給水システムにつきましては、定期的に点検を実施しております。

なお、水質検査については、現在のところ実施しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実）六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）点検はされているが、その水質検査はされておられない、これは何のための設備か分からない、こういうことがあると思います。一番できた当初は、これこういうものができましたよというて本町地区の方々に披露をしたことがあるんですけど、そこらほとんどこれ訓練等も利用したこともないし、これあることは分かっているんですけど、飲めるんかなという形のことがあるわけですが、せっかくあるものですし、この水質検査というのは一体どのぐらいの費用がかかるのか、まずお尋ねいたします。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）奈良県広域水質検査センター組合に尋ねたところ、水道法による水質基準の適合を確認するために、一般的に必要とされる十項目の検査は、一回、四千円で可能であると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実）六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）その一回、四千円が高いのか安いのかという問題になってくると思うんですけど、僕は、これの件だけでしたら、四千円はそう高くないと思います。それによって、やはり年中と言ったらかおかしいですけど、いつ災害が起こってもその水が飲料水として飲めるというものであるとすれば、本当にそう大きな金ではないと思います。せっかくある設備ですので、これをやっぱり維持していただきたい。今後ですけれども、今までほとんどしてなかったと思います、水質検査。それを今後、実施していただけるのか、その辺をちよつとお伺いいたします。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）今後、緊急用給水システム定期点検時に水質検査を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実）六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）ありがとうございます。やはりそうして実施していただいて、本当に市民が安心して、「ああ、あこにあるものは、これは飲料水として飲めるんや」という形の中で準備だけお願いしたいと思います。

同じ時期ぐらいにお聞きして尋ねてたんですけれども、五條西中学校ですけれども、この西中学校を建設するときに、何か新たな斬新なことではないかという形において、プール水の活用という形の中で、プール水を生活用水、飲料水として活用しようよ、こういう発想で五條西中学校のプールはなりましたと言うたらかしいですけれども、設備を設けてあるわけでございます。同じように、そのプール水の活用について点検もして、そして、また、水質検査、同じように行っておるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 五條西中学校に設置しております緊急用給水システムについても定期的に点検をしております。

なお、水質検査については、現在のところ実施しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） ここも一番できたときには、それを、僕自身もそうですけれども、飲んだこともあるわけです。それはいつでも飲めるんやなという感覚を思っておったんですけれども、水質検査はされておらないということで、これも先ほどと同じように、もし水質検査をしていただくということになったら、これプール水ですけれども、費用というのは同じになるわけですか、ちよつとお伺いいたします。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 先ほどの答弁と同様に、五條西中学校のプール水の水質検査についても一回四千元で可能であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 先ほどの飲料水兼用の防火水槽と同じく一回大体四千元ということでございますので、やはりこれプール水はかなり大きな量が入っている、プールにためてございますので、年中、水を張ってあるわけでございますので、やはり有効に使えると思いますので、その辺も併せてまた今後ですけれども、やはり水質検査というのを実施していただきたいと思います。していただけますか。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 五條小学校と同様に、緊急用給水システム定期点検時に水質検査を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） これ、今、お伺いしたその飲料水兼用の防火水槽、そして、西中のプール水の活用、これはもうその建設当時ですけど、本当に五條市では画期的な取組の設備であつたわけです。そして、そこにおいて使うことはなかったわけですから、普段使わないからとか、災害がいつ発生するか分からないからとか、誰も言ってこないからという中で本当にそのままになっておつたと思うんですけど、やはり今回の能登半島を教訓にさせていただいて、市民の宝となる飲料水、そして、生活用水の確保、これはやっぱり重要視していただきたいのと、そして、こういう施設は、特に五條西中学校は避難所となつておることもあると思います。五條小学校もわかりでございます。そこらの避難所へ来られた方も十分これが利用できるんじゃないかというような安心感があるのじゃないかと思ひますので、その辺のほうよろしく願ひしたい。そして、もしそれが完璧になれば、やはり役所同士になりますけれども、危機管理課とやはり情報を共有していただいて物事をやつていただきたいなと思ひます。こつちは教育委員会、いやこつちは危機管理課というんじゃないに、これ災害があつた場合はもう一本でいかなくはなりませんので、その辺の情報を共有していただくようお願いいたします。

その中において、この新しい市の庁舎ですけれども、この庁舎のときにも、何か貯水槽が設置されておるということで聞いておつたわけでございますけれども、この市庁舎の貯水槽の設備概要と言つたらおかしいですけれども、施設概要についてちよつとお伺ひいたします。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） この市庁舎の地下に二つのタンクがございます。一つは雨水をためるタンクで二百立米のタンク、それからもう一つは、雑用水をためるタンク、百五十五立米でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 二つのタンク、雨水をためるタンクと、そして、雑用水をためるタンクとがあるということですか。雑用水とはどのような水のことを言うわけですか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 雑用水は雨水から砂などを取り除き消毒をした水でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 雨水から砂などを取り除いて消毒したと、そうしたらこれの雑用水の使い道について伺いたいします。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 雑用水は庁舎のトイレの洗浄水のほか、植栽への散水、それから洗車用水に使用しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） トイレ用水とか、そして、植栽への散水とか、それで洗車用水に利用しているということでございますけれども、この市庁舎もこれ一時避難所という形の中で位置づけされている施設でもあるわけでございます。その災害時に飲料水として利用できる、何かそういうような方法は市庁舎のほうにはあるわけですか、ないんですか、その辺、伺いたいします。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 雑用水は飲料水としては使用することはできません。しかし、本庁舎には十六立米の上水用の受水槽を設置しております。飲み水としては約七日間の備蓄ができております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 本庁舎の屋上かどこか分かりませんが、そのところに十六トンぐらいの受水槽を設置しておるということで、それで飲み水として使用可能だということですけども、この飲み水というのは、簡単に言うたら、市の庁舎のどの蛇口からでも飲めるんですか。それとも、何かあったら、この十六トンの中の上水道の受水槽というのは、いやここだけしか使えませんか、何かそんな制約があるわけですか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 議員お述べのとおり、通常、蛇口からひねった水が上水の水が出ますので、その通常の蛇口から出る水でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） そうしたら、今現在、市役所の庁舎のどの蛇口からでもその水は何かあった場合は使えるというような形、もちろんこれに

についてはポンプで上げておるのか何か分かりませんが、非常電源は接続してあるわけですか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 庁舎には非常用発電の自家発電装置がありますので、それで供給しますので、災害時でも使うことができます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） その辺もう間違いはないと思いますけれども、この自家発電の容量等ございまして、このコンセントは使えるけれども、このコンセントは使えないと、そういうような形になっておるかと思しますので、その辺も再度、ひとつ確認だけしておいていただきたいなと思います。やはりそういうことをやっぱりもちろん危機管理課のほうも御存じだと思いますんやけれども、避難された際には、やはり避難所となったら、そういうのをやっぱり避難された方々にお伝えをして安心を持っていたきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の時間の中で、本当にこの防災対策というのは、主に生活用水、飲料水の確保ということで、今回、質問させていただいたわけですが、れども、能登半島地震では、過去にない多くの教訓、これが出てきております。一番大きなのは、このボランティアの受入れ体制、これもあるかと思えます。ボランティアが来て受け入れようと思っても、それに対する準備ができておらない。ボランティアの方が宿泊できるところもないとか、いろんな形の中で受入れ側のほうの教訓というのが出てきております。やはりこれを他市の災害であるという形の中で思わずに、やはり五條市で起こった場合どうするんやという形の中において、普段からやはり準備をしてほしいと思います。このボランティアはかなり今、全国的にすぐ応援に駆けつけたいと言ったらおかしいですけども、してくれと思うんです。ところが受入れが全くできないということでございます。これはもう全庁挙げていかんことには、かなり何とかな、その受入れが難しいと思いますので、これ危機管理のほうでも、この辺かなり言われておりますので、その辺も併せて今から準備していただいておりますので、そして、南海トラフ地震がもしあった場合には、有効にスムーズにいけるような形で準備だけはお願いたしたいなと思えます。

そうしたら、二つ目の五條インターチェンジの周辺整備の利用計画についてという形の中で、この五條インターチェンジ周辺整備と道の駅については、私がもう議員になったときから道の駅の建設を訴えというか、提案をしてまいったわけでございます。これはもちろん僕だけじゃなしに、やっぱり市民からの強いその要望、そしてまた熱い要望、これもございまして、それによって幾らかの予算もつけていただきました、建設場所の問題であるとか、そして、周辺の史跡調査、これを行っていただきました。

その後、一般質問をいたしましても、「必要性は理解できるが、財政事情や市を取り巻く状況を鑑み未定である。」等の答弁が出てきたわけでございます。これを聞くたびに、本当に市民はがっかりというところかと思いますが、「もう五條市あかん」と、そういうようなことを聞くわけでございます。そして、また、県の防災拠点、これ云々も雲行きが少し怪しくなっていて、市の活性化につながる話がほとんど聞こえてこないというような状況でございます。

そんな中において、民間の有識者でつくる人口戦略会議から人口の減少が深刻化し、そして、将来的に消滅の可能性が高い消滅可能性自治体に該当する七百四十四自治体が公表されたわけでございます。五條市も七六・八パーセントという中で、県内の市ではナンバーワンでございます。本当に寂しいかぎりであるわけでございますけれども、この統計は、女性の人口の予想減少のその率であるということは聞いておるわけですが、やはり奈良県ナンバーワンであると、消滅する可能性がある市町村がね。これ本当に寂しいと思います。市民もこれはもう十分、何でもっと多くの何というかな、町村にもこれ劣っているでということをよく言われるわけですが、その中において、やはりせっかく京奈和自動車道、これを利用して五條に立ち寄っていただく施設、これが本当に僕にとっては大事だと思ひ、市民にとってもあれだけの通行量があるのにといいうことで思ひうわけでございますけれども。僕の場合は、道の駅、これが一番近道であると思ひますけれども、担当課のお考えをお聞かせください。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 五條インターチェンジ付近における道の駅事業化につきましては、本市を含む南和地域を来訪される多くの方々が通過されるという立地条件から、地域振興を図るうえで重要な拠点となり得る地域と認識しております。平成三十年三月には基本計画を作成し、令和二年度より周辺の土地の状況を把握する目的で地籍調査を引き続き実施しております。

令和五年六月議会でも答弁させていただいたとおり、事業を行うにあたり、本市にとって財政事情や市を取り巻く状況を鑑み、現状では未定としておると思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今もまた同じような答弁で、財政事情や市を取り巻く環境、その何というかな、重要な拠点というのは把握されておるといふことは、これはもう理解しておるんですけれどもね。あと問題は財政事情や市を取り巻く環境ということですけれども、僕は本当にこれ担当課として、担当課というのは本当にもうこのままでこれいいのかと、担当課としてね、思ひうわけでございます。

そして、京奈和自動車道には、各サービス、そういうふうな道の駅があるわけですが、乗っていただいたら分かりますとおり、ガソリンスタンドとかもそんなほとんどございません。そして、また、大規模なその道の駅というのもないかなと思います。本当にこの紀伊半島へ行く南の玄関口として本当に寂しい限りであるというように形に思います。

そして、この財政事情、そして、市を取り巻く状況というのはいちよつとおきまして、財政事情につきましては、これも僕も県のほうにも前に聞きに行ったことがあるわけですねけれども、やはりいろんな道の駅がありますよと、いろんなやり方がありますよ。今の奈良市の中町だったかな、どこだったかな、多分、防災の道の駅をつくっていると思うんで、もう完成したのかな、間もなく完成すると思います。その中において、本当にいろんな形の中の道の駅がありますよという形のことを言われております。国のほうにも聞きましたが、いや、やり方によつたら、もちろん補助金も出て、いろんな形の中のものが可能ですよと。ただ、そのとき言われたのは、五條市からいっことも聞きにも来えへんですよと、来ないですよと、そういう話を。それ来てもらわんことには、こっちはこういうことがありますよという話もでけへんと、こういうこと、何年か前の一般質問のときもその話をさせていただいたんですけどね。

やはり何というかな、担当課として、そうしたら、何かその財政事情の中で、本当に国・県なりお世話になりながら、何とか五條市の持ち出しが少ないような、そういうような形のことの調査、研究をまずするところからやっぱやってもらわなくては、これいつまでたってもこの答弁ばかりで前へ進むこともない。そのうち、みんなが諦めてしまつて、もう衰退していくだけになると思います。

そんなことで、担当課として、そういう形の中で、そういう県なり、そして国なり、いろんなところに行つて、調査、研究して一歩でも前へ進んでいただきたいと思います。それはできませんか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 議員お述べのとおり、この道の駅の建設に関わるいろんな整備の経費についての財源の確保、重要な点というふうに認識しております。特に最近の道の駅におきましては、様々なタイプのものがある、おっしゃるとおりだと思います。その中で補助の研究など、今後、国・県の様々な取組を調査、研究いたしまして検討してまいりたいと思います。

以上、答弁させていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） とりあえず聞きに行ってください。こっちの、僕、自分から県へ行つて、「ここへ行ってください」と県議会議員から言われて聞きに行つてしたら、「五條市から来ない」と、これほど情けないことはなかったんです。やはりその辺も併せてもうちょっと何という

か、担当課の職員がちょっと本腰を入れて、そして、検討して、その検討した結果をやっぱり理事者である市長のほうに、こういうのがありますよ、こんなんですよという形の中で報告なり提案なりしていただいたらいかなと思ひます。

昔と言つたらおかしいけれども、僕が役所におらせてもらったときの職員というのは、本当にそういうことをやって、そして、理事者のほうに、こんなんですよ、これやりましょうよというような話もしたことがあります。ところが、今はほんまにこれどないなつたかなと思ふんやけれども、そういうような職員としての役目、そして、やりがいというのがないんとちがうかなと、「俺、こんなことをしてやつたんや」、そのやりがいのあるような、そういうような形をやっぱりこれから植えつけていなくては、職員のモチベーションというのは高くなつていかないと思ひます。その辺のほうで、市民は本当にこれだけじゃないですけども、市の活性化に本当に期待しているところです。ちよつと担当者としてやる気を見せてくれませんか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 繰り返しになりますが、今後、国と県への調査、研究、十分な財源の確保について求めてまいりたいと思ひます。以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 一つでも、今日はこれを発表するぞつて言つたら、「何時からですか」という電話がありました。「いや十時からですよ」と、これは今言っているこのインターチェンジのこと、これ今、見てくれている市民もおります。今日、朝から電話をいただきました。だから、その辺をちよつとお聞きしたわけでございますけれども、やはり本当に五條市民のために、市の活性化のために担当課として御努力をお願いいたします。

そして、また、市長におきましても、選挙公約の中で、やっぱりその道の駅の必要性、これを訴えてきたわけでございます。道の駅には、全国的にいろんな要素の、先ほども申し上げましたが、道の駅があります。そして、聞くところによると、補助金も付く、こういう方法もあるということをお聞いております。一度、市長のほうからもうそれですけれども、担当課のほうに、「一遍検討せえよ」ということであつていただいたら一番ありがたいかなと思ひつています。お考えをお聞かせください。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 私も議員、御指摘のとおり、選挙公約の中で必要性を訴えてまいりました。そして、また、将来への五條市に夢をはせる取組として新金剛トンネルの整備も要望しているところでもあります。選挙のときも新金剛トンネルと道の駅ということを私もずっと言わせて

いただいておりますが、新金剛トンネルについては、夢をはせる取組というところでございますが、これも実現に向け一步一步進んでいるところもございます。しかし、これはすぐ叶うものでもございません。そんな中で、道の駅というのは私も重要なことだとしっかりと考えています。それとまた、予算に関しましても財源ですよね、そのことに関してもししっかりと調査してつけてまいりたい、考えていきたいなというふうに思っています。

今、就任してから、いろんな中で見えていますと、予算の中で物を買っているのに、いいものを買っていないなというのを私が何とかな、今、日々そういう思いがいっぱいあるんですね。そんな中でしっかりと予算づけをしていいものを買っていないからまた物を買う、そんなことが非常に多くあるのではないかなというふうに思いますし、道の駅をするにしても、やはりしっかりと研究をしていいものをつくりたいなというふうに思っています。多くの方が訪れていただけるような道の駅をつくる、それが五條市の中のまちづくりになっていく、そんなものを目指して、また職員とともに調査、研究をして進めてまいりたいと思います。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今、市長のほうから前向きな御答弁をいただいたわけですが、金剛トンネルとの関連ということを視野に入れてというふうな話もあったわけですが、とてもそれはちょっと長すぎて、いつの話になるか分からんというふうな形の中で、全く先の見通しというのは立たんと、こういうような形の中でやはりちょっと別におかしいですけれども、それはそれとして、今現在、とにかく進めていただきたいのは、京奈和自動車道の通過する車両をちよつとでも五條市に立ち寄っていただくと、こういうような感じの中から五條市の賑わいというのをさせていただいたと思います。

そして、また、多分、職員が動いてくれると思うんですが、市長、またひとつ職員のほうにも後押しをしてやっていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 繰り返しになりますけれども、今後も職員とともに進めてまいりたいなというふうに思っています。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） よろしくお願いたします。五條市に人を呼び込むというのは、今、道の駅のことを言っていますけれども、道の駅だけで

はないと思っておるわけでございます。やっぱり幅広く人を呼び込む、そういうようなことを考えていってくれておると思います。人が集まりますと、あらゆる店舗が進出をしてもらうことができます。これだけの人が来るんや、だったらこんなこと、何かこんなことをやりたいと、いろんな形のものでできくと思えます。そして、何とか、この事業に関して何でもそうですけれども、今の先ほどの消滅云々という自治体の中でやっぱりスピード感を持ってやらなければ、本当に市民は夢も希望もだんだん持てなくなってくると、そういうふうに思うわけでございます。先ほども申し上げましたけれども、道の駅だけではなくて、五條市の活性化、人を呼び込める、こういうことについて、今後、考えている取組、これを市長にお伺いいたします。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 五條市の活性化ですが、現在、中心市街地の活性化、賑わい創出のためのまちづくりプロジェクトを進めているところです。また、新町から二見地区にかけての未整備の吉野川築堤改修を国へ要望し、五條中央公園から二見地区までの河川敷を一つにつなげ、吉野川が更なる市民の憩いの場となるよう、二見地区のかわまちづくりについても取組み、現在、国への登録申請を行っているところです。

そして、また、吉野川の河川敷はもう皆さんが御協力をいただきまして本当に最近きれいになりました。そして、多くの方に身近に感じていただきたいなというふうに思っています。私、本当に吉野川、非常に今、大切に思っております。建設業界の方々の地域貢献、そして、市民のボランティアの方々のおかげで本当にきれいになりました。これは先ほども申し上げましたけれども、今、五條市は消滅自治体に入っている奈良県では一番になっていましたよね。そんな中、私の責任としても非常に重く考えています。そんな中、五條市に人が訪れてくれるまちをまず目指したいなというふうに思っています。それが私の中では今、吉野川にあります。あそこ場所が非常にきれいになった。五條市は「緑と水の五條市」ですか、以前ありましたように、それを基にしたいなというふうに私は考えています。あの吉野川を使い、いろんなイベントをこれからやりたいというふうに思っていますし、多くの方が訪れてくれることをまた発信もしたいなというふうに思っています。

それから、吉野川、また新町通り、この重伝建にもこれから移していったら、いろんな方を五條市を知っていただける、そういうような発信をこれからもっとやっていきたいなというふうに思っています。

そんな中で、これから道の駅もそうですし、五條市のまちづくりをしっかりやっていって、五條市の教育施策、若い世代を支えるといううえでも給食費無償化もありますし、そういった若い世代を支える、そんななにかも、もっともっと発信していったら、五條市に住んでもらえるまちにしなければいけないというふうに思っています。

そんな中、また議員の皆さんともいろんな御意見をいただきながら、今後、また、まちづくりについても進めたいなというふうに思ってい

ます。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実）六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今、市長の言葉の中にもございましたですけども、やはり遠くからでも、五條ってこんなまちやという感じで、やっぱり五條に来ていただけるようなまちづくり、そして、今、吉野川の河川敷云々の話をしてくれていましたですけども、これただの河川敷ではなしに、ちよつとできるかできないかちよつと分かりませんけど、やっぱりどこでもありますんやけれども、桜並木であるとか、桜並木でも、桜だけじゃなしに、ソメイヨシノだけじゃなしに、ぼたん桜と替わり交代、植えるでとか。それも百本や二百本ぐらいやったら、ほんまにあれつてなりますので、やる限りは、やはりあそここの桜、すごいなといううな、吉野山へ行った帰り、一遍、五條の堤防をちよつと一遍歩こうよと、そのぐらいのやつぱり同じやるのであれば、先ほども言いましたですけども、規模のどでかい話をまたしていただいたら、もっと市民がわくわくするかなと思いますので、その辺また、いろんな方々の知恵を聞きながら、人を呼び込めるような、そういうような施設をしていただくことをお願いいたしますので、私、窪佳秀の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福塚 実）トイレ休憩のため午前十一時まで休憩いたします。

午前十時四十八分休憩に入る

午前十一時再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実）次に、九番、山口耕司議員の質問を許します。（「九番」の声あり）九番、山口耕司議員。

〔九番 山口耕司質問席へ〕

○九番（山口耕司）それでは、九番、公明党、山口耕司の一般質問を通告のとおりさせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

議長の許可を得まして、田園地区内通学路におけるごみ集積所の様子の写真を資料として出ささせていただいております。また質問のときに

利用させていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず最初に、安全な道路の維持管理についてでございます。

近所の御婦人が街路樹の根がちょっと石垣に影響を及ぼしているねんけどということで、自治会長さんを通じて市に通報してくださいという話がありました。この現在、それ全て自治会長が行っておるのか、通学路のこの道路の異常通報の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（福塚 実） 原田技監。

○技監（原田豊彰） 九番、山口議員の御質問にお答えいたします。

市道における穴ぼこや落下物、動物の死骸などの通報は、地域住民や自治会長より通報が入り、担当職員が現場を確認し対応しております。以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 職員の方のちよつと市民に対しての説明不足であったのかなと思います。自治会長を通じてでないと道路の異常通報はできないというふうな感じでお話されておりましたので、そうじゃないですね。職員の方がそう言っただけであって、実際は市民誰もが通報したら動いていけるということではないですか。ちよつとその辺は都市整備部長に御答弁いただきたいと思います。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 議員お述べの道路異常の通報に関しましては、全て市民の方から直接、通報を承るということで間違いございません。ただ、今回、自治会長を通してというお話の中では、多分、誤認があったかと思えます。要望に相当する部分等も含まれていたのかとは思われるんですが、そういったことはないとということで明言させていただきます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） よろしくお願ひしたいと思います。全ての市民の方からの通報を受け入れるということで、職員の方にも再度、徹底をお願いしておきたいと思ひます。

そして、国土交通省のホームページに、道路異常通報アプリというのが令和六年三月二十二日に開始されました。この国土交通省のアプリ、大変いいものだと思うんですけども、まだ使い方もこれからの段階になるかと思うんですけども、その辺のアプリについての御説明と、また五條市にとって導入できるのかどうか、その辺をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（福塚 実） 原田技監。

○技監（原田豊彰） 今ほど御質問のありました内容でございますけれども、三月に国土交通省のほうからLINE型のアプリということで発表されました、三月二十九日から運用ということになっております。こちらのアプリにしましては、ホームページにも記載はしておるんですけれども、そちらの説明では、まず、通常のLINEと同様に友達としての登録をしていただきまして、そこでアプリに入ってくださいということになります。

それから、道路の異常を発見した場合には、異常の種類を選ぶ項目がございますして、穴ぼこであるとか、段差、落下物とか、そういうものを選択していただくということになります。場合により、写真を送って、具体的にどういうものが落下しているのかとかいうことが分かるように通報できるようなシステムになっております。このアプリを使って道路の異常を通報していただくと、自動的に道路管理者に送信されるということになります。そのため、五條の市道の異常につきましては本市へ通報されるということになります。本市につきましても、今後、道路の異常の通報について対応できる体制を整えて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） ありがとうございます。やっというものが国のほうから提示されて、幅広く使えるかなと思っております。ただ、LINEをやってなかったら無理やということでございます。もう一点、実際にこれが国土交通省が管理しておって、そして、五條市でしたら、国土交通省が管理する国道二十四号、そしてまた、国道百六十八号もございますし、そういったことの仕分けというのはきちっと国土交通省のこのアプリで仕分けされて、各自自治体のほうにいくということでしょうか。

○議長（福塚 実） 原田技監。

○技監（原田豊彰） 今、質問がありましたように、各道路管理者ごとに連絡がいくということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 私も一度、試してみたいです。実際に通報を受け付けましたまではいいんですけれども、実際にそれがいつ行われるのか、こういった形で修復されるのかというのはなかなかそのアプリでは出てこないようでございますので、通報しつ放しという形になるのかと思うんですけれども、その辺も課題かなとは思ったりするんですけど、やはり通報できるということは大変素晴らしいことでございますので、

これ市民の方に使っていただくのに、今後、どのような啓発、または開始、いつ頃と考えておるのか、その辺、教えていただけますか。

○議長（福塚 実） 原田技監。

○技監（原田豊彰） 本市につきましても、このアプリの利用による体制の整備の進捗を見つつ、広報やホームページに掲載し、啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） できるだけ早い時期から開始していただきたいと思います。ただ、これを一遍に皆さんが利用されると、五條市も一遍にこの補修に回っていかなあかんという事態に陥りかねないので、その辺もうまく運用していただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、まず通学路の安全についてでございます。このごみのことに入る前に、街路樹の根の隆起によって、ひび割れ等がたくさんできておる箇所がございます。この根の根上がりというんですかね、隆起についてどういう取組をされるのか、お聞かせ願えますか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 道路異状として状況を確認し、街路樹の成長に伴い根が歩道の舗装部分を盛り上げ、歩行者がつまずくおそれのある箇所につきましては、舗装を撤去し、根切り後に再度、舗装を行わなければならない現況は十分認識しております。それができていないというのが現状でございます。

また、隆起の予防的措置は非常に難しく、自治会等と協議しながら伐採なども含めて検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 伐採等を検討していただくということも大事なことでございます。せっかく舗装をやり直したときに、きれいになった歩道なんですけれども、それをまた押し上げてきておるのが現状でございます。そのときにもうそういう箇所が分かっておれば、舗装をやり替えたときに、その根を切ってしまうとか、ちょっと木に対しては大変悲しい思いをさせるんですけれども、その辺の対処をお願いしたいと思います。

そしてまた、この写真を見ていただきたいと思うんですけれども、令和六年五月二十七日、これ雨の日だったんですけれども、通学路、ち

ようど田園の駐在所から南向いて四丁目の交差点へ向いて下ったところ、そして、その四丁目の交差点を下って一つ目の交差点の角の写真、二か所ございます。二十七日に、雨の降った日でございました。あくる日も雨でございました。二十八日にはこのように、ごみの残骸物が残った状態になっています。下の写真は、これ四丁目交差点の一つ南側の交差点になります。ほとんど歩道が占拠されておるような状態なんですけれども、この街路樹を撤去して、ここに、ごみ集積場を設置することは可能なのか、その辺、教えていただけますか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 街路樹の跡地の利用につきましては、地域の必要性に応じて、道路法及び道路交通法の規定などを検証してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 歩道にこのごみ集積場を設けるということは違法になる可能性があるということでしょうかね。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 道路法におきまして、工作物の占用につきましては許可の要件を設けております。ただし、今回、お尋ねのごみステーションに関しまして、いろんな条件ございますので、その辺を十分検証したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） そして、この一番下の写真なんですけれども、四丁目の角の交差点なんですけれども、昔はここもつとつぱいだったんですよ。もう本当に人が歩けないぐらいだったんですけれども、西側に一か所設けて、三分の一ほど減った状態でこうなつて、結論から言えば、もつと集積場所を細分化すれば、こういう事態にはならないのが一番のいいことだと思うんですけれども、なかなかそうはいかないというところでございます。

特に一番上のこの写真のところなんです。横が三丁目の公園になってございます。この法面をごみ集積場にすることは可能なのか、その辺も教えていただけますか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 議員お配りの資料、一番上のところ左手、確かに都市公園になってございます。この場所において対応が可能

か可能でないかという御質問に対しましては、可能性は十分あるかとは思いますが。ただ、ごみステーションを公共施設の用地に提供するというのを一つ決めますと、市内全てのそういったごみ集積所において同様のことが必要になる可能性もございますので、その辺は十分、慎重に検討したいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）私が考えていることと違いましたね。都市公園の中で面積が減るから設置できないのかなというふうに思っていますけれども、そうじゃなくって、ほかの公園が占拠されるようになってくるのでできないというような答弁でございましたけれども、私は通学路の安全確保をするためにお願いしたいというところでございますので、その辺は意図をしっかりと酌み取っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして、話を聞きますと、このクラスネットを購入するにあたって、前年度まで補助金が五條市から出ておりました。今年度が変わってから、要綱が新たにされまして、四月一日付けで費用の総額の三分の二とし、その上限は二十万円とするということとでそれぞれ負担しなければならぬという要綱が変わってしまいました。これどうして変わりましたのかな。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）補助金に関しまして、昨年度も基本的には整備に要した費用の三分の二の補助率でございました。ただし、災害により著しく損傷した場合や居住する全ての方が使用できる集積所に関しましては、例外的に全額補助といたしておりました。今年度から補助率の均衡を図るために、災害時以外の例外適用をなくし、補助率を一律三分の二にしたものでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）万が一、この集積場の改修工事をするにあたって、市が行わない、地元でやってくださいといった場合にこの補助金制度が適用されるということでしょうか。御答弁、お願いします。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）議員お述べのとおりでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 昨年度は、自治会に加入されていない方もその場所を利用するのであれば、一〇〇パーセント補助金が出ておりました。そうした中で、この補助金要綱を今年から変えて部長に答弁いただいたんですけれども、これちょっと納得いきませんよね。ちなみに、田園地区の四丁目までの田園地区自治連合会の加入世帯、御存じですか。加入世帯は七百七十七世帯なんです。五月の住民基本台帳のインターネットで公開しております世帯数は千七百十三世帯なんです。これから見ますと、加入率五〇パーセントを切っていますよね。五〇パーセントを切っているにもかかわらず自治会に負担を強いられると、しかも、総務部長がよく今まで自治会の担当、地域振興のほうで携わっておって分かっていらつしやると思うんですけれども、自治会に入ってくださいというリーフレットがございませう。そのリーフレットでは、「五条市では自治会と連携してまちづくりを進めています。よりよいまちづくりのために皆さんの御協力が必要です。ぜひ自治会への加入をお願いします。」とございますし、また、「ごみ集積所の管理、地域の清掃活動を行っています。」と、カラスネット等は傷んだら自治会で補填している。清掃まで当番を決めておったんですけれども、その当番も順番の札もどこへいったか分からないような状況になっておるのが現状でございます。この補助を自治会に求めるという、全て市が出していただけないという考え方について、総務部長、答弁いただけますか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 補助金につきましては、それぞれの趣旨がございませうので、そのそれぞれの趣旨にのっとった交付要綱となるようにそれぞれの所管部局において制定及び改正を行っておるということでございませうので、今回の改正もその趣旨にのっとった改正であると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） その趣旨というのは、私、全然、理解できないんです。自治会に入っていないほうが負担が少ないじゃないですか。この自治会案内リーフレットの中には、自治会に入ってくださいよと、言っているじゃないですか。にもかかわらず、自治会に負担を強いられるわけですよ。去年までやったら自治会に入っていない人に対しても補助金を一〇〇パーセント出しますよという要綱でしたが。今年になつて変わっている、ちょっとその辺、見直していただきたいと思います。自治会に負担をしないような方法もあると思うんですよ。現物支給を市のほうがやっていくという、そういう施策があるかと思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） もちろんお金の補助金の支給もあるし、原材料、現物の支給というのも十分考えられることだと思います。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） もうこれ以上言ってもあれですけども、最後に市長にちょっと見解を求めたいと思います。

この自治会に入っていない人のほうが負担率が少なくなるんですよ、この要綱では。自治会に入っている人が負担していかなくてはならない、自治会に加入されていない方の分も負担していかなくてはならないような要綱になっているわけです。市長、それをどうお考えになりますか。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 先ほど産業環境部長が答弁したとおり、補助率の均衡を図るための一部の条件をなくし補助率を三分の二にしたものでございます。しかしながら、議員お述べのとおり、これからいろいろと検証しなくてはならないところがたくさんございます。例えば、街灯について、防犯灯についてもそうなんですけれども、そんな中でも自治会が解散していくところもございますし、今のように自治会に加入されていない方、そんな方もございますし、そういった加入されている方ばかりがお金を出すというふうなことになろうかなというふうに思います。そんな中、全体を今後、鑑みて精査してまいりたいなというふうに思っています。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） もうちょっと俺に任せとけというような答弁をいただけるかなと思ったんですけども、やはりその辺をもう一度よく考えていただきたいと思います。すぐに変えることはできないでしょう。先ほど産業環境部長が言っていましたように、やはり従来の負担のかわらないようなやり方も今年度は行っていたきたいと思えますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に、公衆トイレの増設についてでございます。

市内の設置と維持管理について、現状についてお伺いいたします。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 都市公園並びに市立公園のトイレの設置状況につきましては、全部で十五か所であります。維持管理につきましては、地元自治会、指定管理者、シルバー人材センター、職員による定期的な行いとなっております。

教育委員会所管の運動場のトイレは三か所で、地元自治会、利用者、職員により定期的に行っています。

産業環境部所管の公衆トイレは六か所あります。維持管理につきましては、地元自治会、指定管理者、地元観光協会、職員により定期的に行っております。

以上、答弁させていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）先ほど一般質問をされた方の市長の答弁に、五條市に訪れやすいまちにしていきたいという答弁をされておりましたよね。やはり公衆便所というのは大事ですわ。ですので、大変お金のかかるところでございますので、しっかり御検討いただきたいと思います。今の現状についても数的にはかなり少ないところでもございます。

二番の質問に移るんですが、公園内、先ほど写真を見ていただきました三丁目のこの公園には、放課後、子供たちが三十人ぐらい集まってきて遊んでいるんですよ。以前は、牧野小学校に学童保育ができるまでは、そこを三丁目の集会所が学童の施設として使っていたいておりましたので、子供たちがそこへ集まってきやすいような体制になっております。そうした中で、その集会場に外から入れるトイレを設置したいという地元の声も聞かせていただいておりますので、その辺、いかがでしょうか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）現在の公園の公衆トイレの設置状況について御答弁申し上げます。

議員お尋ねの田園三丁目の岡第四号児童公園には公衆トイレは設置されておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）はい、存じ上げております。集会所にトイレがあるので、そのトイレを外からも使えるし、集会所の利用のときも使えるとあった、そのトイレを改修するにあたっての補助金制度について、担当部長にお聞きしたいと思います。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）公園内集会所のトイレ等改修に対する補助制度につきましては、市の補助制度としましては、五條市集会所建設事業補助金がございます。その補助率は改修工事費の三分の一で補助額の上限は五百万円でございます。

それから、市の補助制度以外に一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行っているコミュニティ助成事業の地域づくり助成事業がございます。補助率は十分の十で上限一千万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 田園地区に野球の練習をするグラウンドがございまして、その横には公衆トイレを設置していただいて、その野球チーム、常時、練習に使っていただいております。岡南近隣公園ではテニスコートがございまして、そうしたテニスコート、テニスをされる方のトイレというのはございません。その辺も含めて、集会場にトイレがあるのですから、その辺の改修事業を行う、そして、また、今のもう三十年前に建てた建物ですので、バリアフリーにもなっていないですし、当然、洋式化もされておりませんので、その辺も含めてまた御検討いただきたいと思いますので。この集会所というのは、建物は市であるというふうに聞きました。それを市から地元の自治会に委託をされておるといふうに聞いておりますので、ぜひともまた、そのコミュニティ事業に参画できるような形をお願いを申し上げます。

次、三番の新墓地のトイレについてでございます。新墓、西岡にある墓でございまして、駐車場も狭く、その中にトイレを設置していただいておりますけれども、現場の仮設トイレですね、女性というか、一つは男性用、小の分と普通のトイレ、洋式みたいになっておるんですけども、その二つございます。現場の仮設トイレでも、今日日の現場仮設トイレ、目隠ししてありますよね。この間、赤谷のダムの完成した下見に行かせていただいたんですけども、あのトイレを利用してもらったら、きちっと綺麗に目隠ししてございましたわ。そういった配慮がないトイレで、あそここの墓で遠くからお参りにたくさん来はるわけです。来たときに、このトイレを見て、ああこれはここはもうでけんわというのはいま皆さん、常に頭に入っているの、トイレは別のところで済ましてくるようですけれども、やっぱりもうちょっと優しいまちづくりから、そういう観点から見たら、もうちょっと改修していただきたいと思うんですけれども、このトイレの新設はできないのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） トイレの新設につきましては、利用状況を確認したうえで、墓地敷地内や周辺に適切な場所が確保できるか調査してまいりたいと思います。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 浄化槽をつけないとあかんような区域だとは聞いてございます。しかしながら、合併浄化槽をつければそれでいいだけの話

であつて、ちよつと今の現状では厳しいと思いますし、そばに市の建物で給食センターの駐車場を墓のお参りに来る方は利用されております、多くの方が利用されております。その駐車場内にトイレを設置することができる、可能なのか、その辺を教えていただけますか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 給食センターは教育施設ですので、他の用途に使用することは難しいと考えてございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 教育施設、教育部局になってくるんですけど、これは通告しておりません。給食センターの施設の一部として増築するという場合は可能かなと思います。みんなが使えるトイレ、みんなのトイレという形で一つ外に造ると、そうしたら、給食センターの障害者雇用枠も出てくるのではないかなと思います。実際のところ、トイレというのは、中にみんなのトイレ、一つ、誰もが使えるトイレがあるとは聞いておりますけれども、そこにも造っていただいて、それがたまたま常に鍵を締めてなくて誰もが使えるような形にしていきたいというのが、それが一番の方法だと思うんです。それが駄目だったら、新たに合併浄化槽でこの墓地内、いい場所にトイレを造っていただくというのが最適だと思うんですけども、どうか前向きに検討していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、最後の質問に入ります。

子供に優しいまちづくり事業の推進についてでございます。子どもの権利条約を自治体レベルで具現化するために、ユニセフが提唱する世界的な運動でございます。日本におきましても子供と身近な行政単位である市町村で子どもの権利条約を具現化する活動として、日本ユニセフ協会が中心になって推進しています。その特徴は、まちの人々がみんなてみんなのまちをつくっていくこと、とりわけ子供をまちづくりの主体、当事者として位置づけることです。そして、今、日本の自治体でもこの取組が広がっております。一九九四年に日本も批准している子どもの権利条約では、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利のこの四つが子供たちが持つ基本的な柱とされております。子供が一人の人間として扱われ、社会と関わることなしに安全で安心で持続可能な地域の未来はありません。今回は特に参加する権利の推進について質問をしてみたいです。

一番目の子どもの権利についての教育や啓発の積極的な推進でございます。

宮城県の富谷市では、子供に優しいまちは、担当課だけではなく市役所全体で取り組まなければならないということで、二〇一八年五月に「富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議」を設置しました。この「富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議」で子供に優

しい町について議論を続けた結果、二〇一八年十一月に子どもの権利条約の生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利に基づいた四つの柱から成る「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を行いました。この宣言は外に向けて発信することで、市の職員や子供に関わる人々のみならず市民の皆さん一人一人に子どもの権利を大切にするという考えが広まり、まち全体で子供に優しいまちづくりへの機運が醸成されたと伺っております。

このように子供たちやその関係者に子どもの権利について教育や啓発活動を積極的に言い、子供たちが自分の権利を理解し、自分で自分の権利を守るための行動を促す社会環境の整備は大変に重要でございます。子供が一人の人間として大切に扱われ、安全に安心して暮らせる環境整備なくして持続可能な地域の未来はございません。子供に優しいまちづくりは、ひいてはお年寄りや女性をはじめとする全ての人に優しいまちづくりへとつながります。そこで、我が地域におきましても、子供に優しいまちづくり宣言の制定や庁内連携会議の立ち上げ等の取組により、地域ぐるみで子どもの権利について教育や啓発活動を積極的に推進すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 本市では、平成二十七年度に子ども・子育て支援法に基づく「五條市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「こどもの未来に向かって輝くこじょう」を基本理念に、子供たちの権利と利益が最大限尊重され、笑顔で健やかに成長し、「五條市で育つてよかった」「五條市で子育てしてよかった」「五條市で子育てがしたい」と思えるまちづくりに取り組んでいます。今年度は本計画の見直しの年であり、次期計画におきましても、この基本理念を継承すべく現在、策定中でございます。

子どもの権利についての教育や啓発を積極的に行うことで、子供たちが自分の権利を理解し、権利を守るための行動がとれるソフト面での教育啓発活動とともに、子供を取り巻く環境に対して様々な施策を展開するハード面からも、子供に優しいまちづくりの実現に向け、庁内横断的に連携し、取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 前向きな御答弁かなと思います。しっかりと子供のこの権利を守る、できることは庁内からの連携だと思いますので、どうぞよろしく願います。

次に、二番目の子供たちがまちづくりの協議に参加できる仕組みや制度の整備についてでございます。

北海道の安平町ですかね、「子どもにやさしいまちづくり」を、一番目に、「子どもがあたり前に意見できるまちづくり」、二番目に、

「子どもたちが安心して遊べるまちづくり」と捉え、子供たちが主人公のまちを目指しています。

具体的な取組として、地域育成会と連携しながら、子供の意見を尊重し、遊び場づくり、遊ぶ機会づくりを通して、その主役である子供たちが意見や考えを表現する協議の場をつくることは、子供の自己肯定感や主体性などの人間力を育むことにつながります。また、まちづくりの方針を決定する場に地域の未来を担う子供たちを積極的に参加させることは、自分の思いを整理し、友達や大人の意見を尊重するなど一人一人のコミュニケーション能力を磨く絶好の機会となります。そこで、我が地域においても、子供たちの事業等の方針を決める際に、当事者である子供たちが積極的に議論に参加できる仕組みや制度を整備することは大変に有意義であると考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（福塚 実）西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）お答えします。まちづくりの方針を決定する場合への子供の参加でありますが、他の自治体の取組といたしましては、子供に関連する事業について、子供へのアンケートの実施でありますとか、建設現場での見学でのその場での意見聴取、それから、子供ミーティングの開催など様々な取組がなされております。

本市におきましても、子供に優しいまちづくりに向けまして、全庁的に取り組むため、まずは部次長会等での周知などによりまして、職員の意識の醸成を図りまして、各部署でどのような取組が可能か、議論を深めるところから始めてまいりたいと、このように考えてございます。以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）議会のほうでも、昨年、吉田議長の際には、西吉野農業高等学校と交流を図らせていただいて高校生の意見をしっかりと聞かせていただいて、そのことを教育委員会にお伝えして実行できた部分もございます。そうしたことをしっかりと意見を聞くとするのは大事になっていくかと思うんですが、子どもの権利について、今、この二点ございました啓発活動の積極的な推進や権利についての総合的な御意見を市長に賜りたいと思います。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）私は、市政の推進にあたっては、市長就任以来、市民の声をしっかりと聞かせていただくことを基本として取り組んでまいりました。先般も市内三校の高校生から中心市街地活性化についての意見をいただく機会を設けたところでもございます。ただいま議員から御提案のあった子供たちが意見や考えを伝える仕組みづくりや機会の創出は、全ての人に優しいまちづくりに通じるものの考え方を私も同様

の認識であります。まちづくりについても、子供の意見を反映できるよう、子供に優しいまちづくりの理念の理解を深め、全庁的な推進に向けて取り組んでまいりたいなというふうに思っています。

私も子供とお話をする機会といいますと、やっぱり表敬訪問に来ていただいたときが多いかなというふうに思っております。そんな中、やはり子供というのは自分の思ったことをすぐに表現していただいて、やっぱり楽しかったこと、苦しかったことをしっかりと伝えていただける、本当に私自身もよい機会であるなというふうに思っています。

そんな中、やはり子供は市の宝でもありますし、そういった子供の意見もしっかりと聞いてこれから進んでまいりたいな、そんな中にまた議員さんからもいろんな意見も踏まえながら共に進んでまいりたいなというふうに考えています。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）どうかよろしくお願い申し上げます。

私のほうの質問は以上でございますけれども、六月六日の公明党の公明新聞というのが毎日、発刊されておりまして、その中で、「主張」という社説につながった部分なんですけれども、その中に子供の人権擁護・悩みの相談ミニレターを活用しなさいというお話、記事が載っております。ちよつと紹介させていただきたいと思います。

子供の悩みを直接把握できる仕組みも重要で、子供の悩みを直接把握できる事業で法務省の子供人権ＳＯＳミニレターの更なる活用が求められる。ミニレターは、親や先生にも相談できない悩みを子供自身が書いて郵送すると、人権擁護委員や法務局の職員が全て読んで丁寧に返信する制度、二〇〇六年にスタートし、近年は受件件数は一万件前後で推移している。虐待やいじめが発覚して問題解決につながるケースも多い。今年は七月五日までに全国の小・中学校で配布されるミニレターは、切手不要の便箋兼封筒で葉書のように他人に見られることはない。相談内容は勉強や将来の夢など何でもいいが、いじめが一番多い。本人の同意がなければ、内容は保護者や学校に報告されない。回答の郵送先は自宅以外や学校なども指定できる。昨年度のミニレター受領数は七千六十二通、このうち人権相談の対象となった件数は、一通で複数の人権相談もあったため、七千五百一十一件に上がった。

小泉法務大臣は、五月の記者会見で、昨年度のミニレターに関し、一つ一つ丁寧に返事をしたためと報告。さらに法務大臣は、いじめ、虐待、体罰などのうち人権侵害のおそれのある約四百件は人権侵害事件として立件し、生命・身体に危険がある場合には、学校、警察、児童相談所などと連携して当該児童生徒の安全を確保するとともに、関係機関と見守り体制を構築したと強調した。法務省はミニレター以外に子供

の人権一〇番やインターネットの子供人権 S O S eメール、LINE人権相談も用意している。児童生徒に積極的に発信してもらいたい、とございます。

今回、教育委員会には御答弁を求めておりませんが、しっかりと教育委員会の子供の人権に対しての基本的な部分、もう一度取り組んでいただきます。子供を中心としたまちづくりも行っていただけのようにお願いを申し上げます。

最後に申し上げますけれども、やはり五條市の決まりというのは、やはりここで全て決まっていくなかでございますので、しっかりとその辺の市長のかじ取りをしっかりとお願いを申し上げます。山口耕司の一般質問、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福塚 実）昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

次に、五番、吉田 正議員の質問を許します。（「五番」の声あり）五番、吉田 正議員。

〔五番 吉田 正登壇〕

○五番（吉田 正）それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、五番、吉田 正の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、部活動全体についてお尋ねいたします。

以前、ある議員さんも質問していたことがあったと思うんですが、現在の中学校におけるクラブ活動の実態について、また活動しているクラブ活動や休止しているクラブ等の現状について、休止しているクラブがあれば、休止の要因についてお尋ねいたします。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）五番、吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條中学校には、男子バスケットボール部、吹奏楽部、女子バレーボール部、女子ソフトテニス部の四つの部活動、五條東中学校には、卓球部、野球部、吹奏楽部、女子バレーボール部、女子ソフトテニス部の五つの部活動、五條西中学校には、吹奏楽部、女子バレーボール部、女子ソフトテニス部、パソコン部の四つの部活動があり、各学校で単独で実施しております。

それ以外に一つの学校を拠点に市内の中学校が合同で誰もが参加できる部活動として、五條中学校には、野球部、サッカー部、卓球部、美術部、五條東中学校には、陸上部、柔道部、五條西中学校には、男子ソフトテニス部、男女バスケットボール部があります。現在、休止している部活動はありませんが、近年の生徒数の減少に伴う学校の小規模化、部活動指導教員の不足により、各中学校単位で従来の部活動数を維持するのは困難な状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（福塚 実） 五番、吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 各学校のクラブ活動の実態は今、聞かせていただいたんですけども、先ほどの答弁の中にもあったように、活発に行っているクラブもあれば、団体競技で行うクラブについては、生徒数の減少の要因もあって、集まらない、やりたくても人数が少なく活動できない等の状態があると聞き取れました。生徒のスポーツに親しむ機会を確保することが大事だと考えています。これまでも先生方の負担も大きいものがあつたと思いますが、今、大きく問題となっています先生方の働き方改革も踏まえて、今後のクラブ活動についてどのような取組をしていくのか、どのように実現していくのかをお尋ねいたします。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。令和二年九月に文部科学省により、教員の働き方改革を踏まえ、令和五年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図っていくことが示されました。また、本年二月には、奈良県より公立中学校部活動の地域クラブ活動への移行を推進し、令和八年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止するとの方向が示されました。

この国や県の方針を受け、本市といたしましては、学校関係者、保護者代表者、有識者などによる五條市部活動地域移行推進協議会を設置いたしました。休日の中学校部活動を教員が指導する学校部活動から地域の指導者の指導による地域クラブ活動等に移行することを検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（福塚 実） 五番、吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 今、部長が答弁で言ってくれたその令和五年度以降、段階的に地域移行をして図っていくということで文部科学省からの指示があつたということなんですけど、今年はまだ令和六年か、五條市はどこかまで進んでいるんですか、段階的にという部分では。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）本市の状況ということでよろしいですか。本市の状況では、先ほども述べましたように、とりあえず地域移行、休日の部活動だけをまず地域移行していくところを目指して、先ほど申しました協議会を立ち上げているところなので、実際、うちで五條市である場合、指導者登録制度で登録させていただきまして、その方を学校に派遣していくようなところを考えているところなので、実際、今、そういう方はまだ見つかっておらないというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（福塚 実）五番、吉田 正議員。

○五番（吉田 正）ありがとうございます。そういう部分では段階的に一つとして進んでいるということだと思えますけれども。多くの課題があると聞いております。

昨日も報道であつたんですけども、指導地域クラブの指導員の方に教員のOBの方であつたりとか、大学の生徒であつたりとかと共同しながら、土日に地域クラブ活動というものを進めていっているという報道もありましたので、本市も早く取り組んでいただいて、学校と地域の連携、協働を図っていただいて、生徒が求めるニーズに合った部活動ができるようによろしくお願い申し上げます。

次に、市内におけるイベントの開催状況についてお尋ねいたします。

過去または現在も含め五條市内では多くのイベントが開催されてきましたが、過去において各地域でイベントが開催されていて、過去に開催されていたけど現在は開催されていないイベントは幾つあり、そのイベント名をお尋ねいたします。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）以前、地域単位のイベントとして開催されていましたが、現在、開催されていないイベントは、野原地区の「五條野原青空市場」や新町地区の「新町きつねの森フェス」などでございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（福塚 実）五番、吉田 正議員。

○五番（吉田 正）開催されていない理由というのも把握されているのか、また、主にどのような理由により開催されていないのかをお尋ねいたします。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）以前、地域単位で実施されていましたがイベントは、地域に賑わいをもたらすため、補助金を三年間交付し、四年目

以降は主催者の自主的な運営に移行するというものでございました。補助金がなくなったということで資金面の確保ができないというのも要因の一つになると考えております。また、イベントの企画運営のためのマンパワーやノウハウの不足というのも理由に挙げられると考えております。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（福塚 実） 五番、吉田 正議員。

○五番（吉田 正） いろんな形で開催するには、イベント開催のノウハウはもちろん、一番にはマンパワー、次に資金が問題になると思うんですけども、マンパワーは行政には求められません。当然のことながら、主催者側で集めなければならない。五條市の魅力、観光広報をするために、職員が参加、協力することは別として、行政にはマンパワーは求められない。市長も以前、野原の市場ですか、よくイベントに協力している姿を見せていただきました。イベントにはいろんな形で人の力といったものが必要になってきます。

その次に重要なのが資金です。イベント開催には会場設営などの多くの運営経費が生じています。先ほどの説明の中にもあったイベントの中にも、資金面から開催を断念したイベントもあったと聞いておりますが、やはり五條の魅力発信、観光、PRの面からも、五條市に来ていただいて、見て触れていただくことが大切と考えます。やる気のある主催者、団体に必要としている部分に対して三年間の支援をしてきてもらいましたが、これからは継続的な支援をしていき、継続的に開催をしてもらうなどして、多方面におけるイベント開催をしていただくことが第一と考えるんですが、市長は、今後の各方面のイベント開催を通じた五條市の魅力発信についてはどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 各地域におけるイベントの開催により、その地域の魅力発信や活性化を行うことは非常に大事なことで考えています。また、継続的にイベントを行うことで、より多くの人をその地域に呼び寄せるきっかけとなり、その地域の賑わいをもたらすことにもつながってまいります。基本的には、イベントの主催者に市から補助金を交付し、イベントを支援する。その間に自力で資金を捻出する仕組みや、できるだけお金をかけずに運営する方法を検討していただき、自主的な運営のイベントへ移行していただきたいと考えております。また、地域の活性化を図り、地域コミュニティの維持につながることは市にとっても重要なことであるというふうに思っております。

私も今、議員がお述べのとおり、議員時代にはイベントに参加をさせていただきました。イベントに補助金をいただいて、その三年間ということであったと思うんですが、それを補助金があるうちはやって、またそれを軸に今度は各自自治会ですかね、連合会、自治会であっ

たり、そういうところでまた捻出してやっていたきたいというふうな答弁にもなっているんですけど、私自身もやらせていただいたとき、やはり自分らで店を出させていたんだんです。今度そのときの利益を幾らかは残しておいて、次に、例えば仕入れであったり、そういうものに使おうという話もやりました。

その中に例えば打ち上げ、こういうものも当然、仲間とやる、これは私はコミュニケーションという中で非常に大事だというふうに考えています。そんな中においてもイベントは非常に私も大切なものだと思いますし、そんな中でやっぱりいろんな工夫をしていただくというのも大切なものかなというふうに思っています。

今、朝からも答弁をさせていただいた中に、吉野川、非常にきれいになりまして、あそこでもイベントをやりたいなというふうにも思っていますし、例えば、私、いつもあそこを歩いておっと思うんですけど、舞台がなければ逆に堤防を舞台にして下を観客席にするという方法もいけるんとかうかなと、この間、ちよつとふと思いました。そんな中で、舞台を設置しないことになりまして、またその分のお金も浮いてくるのではないかなというふうに思いますので、また皆さんといろんな形の中で協議をしながら進めてまいりたいなというふうに思っています。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（福塚 実） 五番、吉田 正議員。

○五番（吉田 正） ありがとうございます。市長、今おっしゃってくれた自治連合会単位であるとか、もしもこういう開催をしたいんやという支援を請みたいなもの、これから新しくする自治会であったり、過去に行っていた自治会であっても、そういう要請があれば、ちよつと耳を貸してやっていただけるといふか、検討はしていただけますか。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 先ほども答弁しましたけれども、やはりイベントは私は大事なものだと思っていますし、ただ、その中のやり方というものをやはり皆さんと協議をしつかりやりたいなというふうに思っています。ただお金をかけるだけではなしに、イベントで誰かを呼ぶとなつて、それにお金を使うんじゃないに、やはり五條市の中でのいろんなことをやっている方が多くおられると思うんです。例えば文化祭の発表会でも出ておられる方もいますし、そういうふうな方々に来ていただいて、やはり多くの市民の活動を知っていただくイベントというのも一つの案かなと思いますので、そういうことにしつかりと取り組んでまいりたいなというふうに思っています。（「五番」の声あり）

○議長（福塚 実） 五番、吉田 正議員。

○五番（吉田 正）市長、朝からの答弁の中でもあったように、吉野川の河川敷であったりとか、新町重伝建の新町通りでは観光PRというようなおことをおっしゃってくれたので、五條にはまだそんな意味では発信ができてないイベントが数々あると思うんです。それは各地域の今おっしゃってくれた自治連合会とか、そこら辺がそこを趣旨を持ってPRしようというときに、市長はそんなときにはどのように対応していただけるか、市長のその観光PRとかいう部分のお考えがあれば教えてください。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）五條市の強みをPRすることは、観光振興の第一歩であると考えておりますので、現在、行っている五條市公式LINEやホームページなどを活用し、情報発信を継続していくだけではなく、さらに拡大していくことが非常に大事であるというふうに考えています。また新たな観光資源の掘り起こしや観光に関する政策の企画を行い、新たな視点で五條市に観光客を呼び寄せ、五條市に潤いをもたらすようなSNSを駆使し、情報発信をしていくことが重要だというふうに思っています。

私、発信が非常に大事だと思ってしまして、今日も新聞を見ていますと、奈良市さんが給食費無償化をやるようなことをちよつと書かれておりましたけど、既に郡山市さんは中学校もやっていると、五條市は、言うたら公立小・中学校をやっているんですけど、うちの記事がそこに載ってなかったとちよつと僕、思ったんです。やはり奈良県では本市だけが今、給食費、公立小・中学校をやっているんですけども、このことを知らない方々が多くいるということは非常に思いますし、この間、職員との意見交換会の中でも、やはり情報発信を出すのがめちやくちや少ないですよというふうに言われました。今後、そういった中で、SNSの発信を重きに置いて取り組んでまいる方向で今いっています。これからいろんな発信を五條市からやっていきたいなというふうに思っていますので、今後ともまたいろんな御意見をいただければすようよろしくお願いいたします。（「五番」の声あり）

○議長（福塚 実）五番、吉田 正議員。

○五番（吉田 正）今、市長もおっしゃってくれたように、これも前々からのことです、五條市ってほんまに発信力弱いですよ。久しぶりに市長と意見が合ったなと思って喜んでるんです。この辺、もつともつと大きく発信していただきたいと思えます。そうすることによって、五條の魅力であったり、観光PRというのはもつともつと隅々まで行き届くんだろうと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。五條市内における各方面でのイベント開催を通じての県外、県内の多くの人にも五條市を訪れていただくことが大変大事であると考えております。当然、自賄で通年にわたって行っていたことが一番よいのですけれども、私の知る限りでは、五條市の一団体の方が行政の協力なしで自力で行っている団体がありますが、それをできる団体さん、組織、資金源を考えると、単独ではなかなか難しい部分がまだあ

るのではないかなと思います。各方面からイベントの開催の協力要請があれば、内容等、もちろん趣旨もしっかりと検討していただいて、できる限りの部分で御協力いただけるようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（福塚 実） 以上で、五番、吉田 正義員の質問を終わります。

次に、十番、吉田雅範議員の質問を許します。（「十番」の声あり）十番、吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範） 議長から発言の許可をいただきましたので、吉田雅範の一般質問を通告の順に行わせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、安全安心して暮らせるまちづくりについてであります。

一に、防犯カメラによる窃盗等の抑止について、近年、窃盗事件が多発しております。市民の方々が安全で安心して暮らせるまちづくりは、防犯カメラの設置が犯罪防止の抑止につながるのではないかと考えておりますが、市のほうではいかがお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 十番、吉田雅範議員の御質問にお答えを申し上げます。

防犯カメラの設置につきましては、令和六年三月議会、予算審査特別委員会総括質問において答弁しましたとおり、犯罪抑止の効果があると、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今、部長、答弁していただいたんですけれども、私、総括で質問させていただいて、そして、また、自治会のほうからも要望が出ておるのではないかと思うんですけれども、防犯カメラ設置補助金の要望書なんですけれども、これについて、市のほうとしてどういうふうにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 先ほど議員お述べのとおり、自治会のほうからも要望が出ております。承知しております。それも踏まえまして、先ほど答弁いたしましたとおり、犯罪抑止の有効性もありますことから、今後、自治会等への防犯カメラの設置補助金事業開始に向け、関係部局と調整を図りながら検討してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） ありがとうございます。前向きに御検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、二、通学路・通園路安全確保支援事業補助金の利用についてお尋ねしたいと思います。

これは奈良県の補助制度なんですけれども、補助金制度の概要についてどのような制度なのか、教えていただきたいと思っています。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。議員お述べの奈良県の通学通園路安全確保支援事業として、奈良県が実施しております支援事業がございます。この事業の補助対象者は、市町村または地域防犯活動団体で、学校、道路管理者、警察等による通学路合同点検、またはそれに準じた点検の結果、犯罪及び交通事故の起きにくい安全な通学通園路等の整備のため、市町村が実施し、知事が必要と認めた事業が対象となります。

具体的には、防犯カメラ、防犯灯、電柱幕、横断旗の整備などが補助対象となります。

補助率は補助対象経費の二分の一以内、補助限度額は一校区当たり上限三十万円、下限十万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） この本市の当該補助金の利用状況について、この補助制度は現在、市で利用しているのか、していないのか、お尋ねしたいと思っています。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 現在、本市では、通学路安全推進協議会を設置いたしまして、関係機関と連携して通学路の安全点検を実施しております。現在のところ、当該補助金を利用して整備したものはございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今後、この補助金の利用についてどのように考えて活用をしていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 通学通園路の定期的な合同点検を行い、安全対策等が必要であると判断された場合、当該補助金を活用してまいります。
以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 先ほど平己危機管理監のほうも答えていただいたんですけども、それとやはり垣根を越えて、協力し合って、それも利活用して防犯対策に役立つようにどうかよろしくお願いしたいと思っています。

次に、介護保険料の今後についてお尋ねしたいと思います。

新たな介護保険料の基準額の月額についてお尋ねしたいと思います。

新聞等で第九期の介護保険料について、奈良県平均が六千三十四円、前期比百三十八円増となっています。五條市の第九期の介護保険料は幾らか、また前回の介護保険料は幾らか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 第九期の介護保険料基準額は月額六千六百円です。前回、第八期の介護保険料基準額も月額六千六百円と同額です。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうしたら、五條市の場合は第八期も第九期も同じということですのでよろしいですね。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） そのとおりでございます。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうしたら、介護保険料が五條市は平均よりも若干高いと、県平均、思うんですけども、やはりこれは介護認定率が高いからですか。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 本市の要介護認定率は、令和五年十二月末現在、二八パーセントです。県内では二番目に高い認定率となって

おり、介護保険料が高い要因の一つと考えています。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうしたら、今後の介護保険の増額についてお尋ねしたいと思います。

介護保険料の増額の要因は、先ほど部長おっしゃられたように、高齢化率が高いと思うんですけれども、それで合っておりますか。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） それだけではないと思うのですが、現在、五條市では、六十五歳以上の高齢者の割合は約四〇パーセントとなっております。高齢化が進み、介護サービスを利用する方が増えることは、介護保険料の増額の要因の一つと考えています。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 基準額は介護サービス料の見込みを立てて算定するわけですか。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 第九期で申しますと、令和六年度から令和八年度までの三年間の介護サービスの総費用の見込みを立てた後に被保険者の負担割合や三年間の被保険者数の見込みに基づいて算定しています。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） それでは、介護予防事業についてお尋ねしたいと思います。

介護保険料を抑えることが必要不可欠と考え、そこで、現在、介護予防対策としてどのような事業を実施しておられますか。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 介護予防対策として、健康寿命を延ばすためには、身体活動の推進や孤独にならず地域とのつながりを保つような取組が重要と考えています。そのため、地域包括支援センターが中心となって、地域での「いきいき百歳体操」や「頭の体操教室」などの介護予防事業を実施しています。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうしたらいろいろな事業をやっていたいてるわけなんですけれども、今後、介護保険料を減額していくには、体操を行ったり、また、サロン、遊び場でのいきいきとした活動をしていただき、健康寿命を伸ばすことにより、介護認定率を引き下げる取組が重要だと思います。今後も継続して現在の取組を推進していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、マイナ保険証導入と患者負担金についてお尋ねいたします。

マイナ保険証導入により患者負担が増えたと聞いたのですが、実際に増えているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） お答え申し上げます。令和六年六月から診療報酬の改定があり、オンライン資格確認等システムが導入されている医療機関で受診したとき、五月までと比べて、初診時に患者負担割合が三割の場合は二十一円、二割の場合は十四円、一割の場合は七円増加することになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうしたら、二番目の質問にいきます。

この対応病院の診療報酬の引上げ等患者負担増は関係しているのですか。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） お答え申し上げます。

マイナ保険証対応病院等の診療報酬の引上げと患者負担の増加は関係しております。マイナ保険証での取得情報を診察室等で使用できる体制整備や利用勧奨等を要件として、医療DXを推進する医療機関に対し、新たに医療DX推進体制整備加算が設けられたため、この加算分が患者負担の増加となっております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうしますと、マイナンバーカードと健康保険証の機能を併せる方法についてお尋ねしたいと思います。高齢者の方等で紐づけの仕方が分からない人が手続をする場合、どのようにしたらよいのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） マイナンバーカードと健康保険証の紐づけにつきましては、スマートフォンやタブレットにマイナポータルアプリをインストールし、マイナンバーカードでログインをして紐づけを完了することで、健康保険証として利用可能な状態となります。

高齢者等紐づけの仕方が分からない方、スマートフォン等をお持ちでない方につきましては、市役所地域政策課の窓口でマイナンバーカードを持参していただければ、健康保険証への紐づけをする支援を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そのスマートフォンやタブレットを持ってない方、もし持っても市役所へマイナンバーカードを持ってくれば、していただけるということなんですけれども、いまだにそのマイナンバーカードをお持ちでない方がおられると思います。そういう場合、現在、健康保険証が使用できるわけなんですけれども、使用できなくなる期限が近づいていると思います。そのあたりの今後の周知についてどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） お答え申し上げます。今現在の国民健康保険証のほうは令和六年十二月二日までという形になっております。国民健康保険証とか後期高齢者保険につきましては、国民健康保険証のほうは有効期限が七年の七月三十一日となっていますので、そこまでは御使用していただくことはできます。後期高齢者保険のほうにつきましても、この八月に更新するんですけれども、この八月更新の分につきましては、有効期限を七年三月三十一日とさせていただいておりますので、そこまでは御使用いただくことはできます。それ以降に切り替えとかさせていただく場合につきましては、資格確認書という形で交付させていただく形になりますので、そちらを御利用いただければと思います。手続に来られたときに、その旨につきましては周知させていただくように窓口のほうではさせていただいております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 分かりやすい回答、ありがとうございました。

続きまして、四番目の小・中学校のトイレの改修工事についてお尋ねしたいと思います。

洋式トイレの施工順序について、今回、計画されている小・中学校の洋式トイレの施工順序について、工事の計画はどうなっているのか、

お尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。施工順序の計画といたしましては、今年度、五條東小学校の低学年のトイレと牧野小学校の屋内運動場、いわゆる体育館のトイレの洋式化を行います。

令和七年度には牧野小学校の残りを、令和八年度には五條小学校の低学年のトイレと五條東小学校の残りを、令和九年度には五條小学校の残りと五條東中学校を、令和十年度には五條中学校と五條西中学校の洋式化を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） この低学年のトイレから工事を進めていくことが優先であると考えたわけなんですけれども、私、疑問に、以前も言わせていただいたんですけども、どうしてその屋内運動場のトイレの洋式化を先に進めるのか。私、聞いているところでは、生徒さんや父兄の方は、やはり小学校低学年に入学したときに、洋式のトイレがなかった大変混み合うんやというお話を聞いております。それなのにどうしてこの屋内運動場、体育館のトイレの洋式化を先にするのか、私、ちょっと理解でけへんのですけれども、その点どうですか。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。今、議員お述べのところについては、多分、牧野小学校のトイレの洋式化というところだと思えます。今回の小・中学校のトイレの洋式化工事につきましては、各学校からの意見を聞きながら、施工場所や施工順序、整備期間などを計画的に進めているところでございます。

その上で、牧野小学校についても、洋式化工事の優先場所を学校に確認したところ、現在、一基も洋式便器が設置されていない体育館から改修してほしいとの意見がございまして、同場所から優先して改修することとなりました。

なお、低学年が使用する1階の校舎内には多目的トイレと男女トイレにはそれぞれ一基ずつの洋便器があり、今回、本年四月に各男女一基ずつ、置き型の洋便器を設置させていただきましたので、それと合わせますと、現在、五基の洋便器が設置されているところであります。当面、その対応をさせてもらいたいと思います。

また、来年度には校舎側のトイレの洋式化の工事を行之まして、同校の洋式化を完了する予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 多分、生徒さんや、今、部長がおっしゃられたように、牧野小学校を例にとってみれば、生徒さんや父兄の方は、やはり低学年のところに洋式のトイレを設置していただきたいと、そして、体育館にその置き型の洋便器を設置していただくなりしてほしいというのが父兄また子供たちの私は意見として聞いております。しかし、先生方は、この体育館のほうがないのでやってほしいという話が出ていることも、私、父兄の方を通して聞いておりますけれども。やはりこの屋内運動場にその置き型の洋便器を設置して、先にやはり低学年、高学年にしろ、ほかの学校にしろ、洋式にしていくのが順序と違うかなと思うんですけれども、もう一回、答弁をお願いします。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。議員お述べのとおり、保護者の方も含めまして御意見をいただいたというのは、確かでございます。今回、学校とも相談した中で、総合的に考えて、まず一基もないというところから進めていったところでございますので、今後も保護者等の意見を聞きながら、できるだけそういう低学年のほうを優先に工事を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 本当にそのあたり、それは先生の意見も重要ですが、やはり生徒さんとか父兄の意見も重視していただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

そうしたら、五番、最後の質問にまいります。

太陽光発電に関する条例が三月定例会の令和六年三月二十五日に可決、また公布されました。そして、五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の施行規則について、同年五月一日より施行とお聞きしたのですが、これについて間違いありませんか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 吉田雅範議員のおっしゃるとおり、五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則は、令和六年四月二十五日に公布、同年五月一日より施行されてございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうしたら、簡単に結構ですので、施行規則についてお尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例では、五條市内で総発電出力五十キロワット以上の太陽光発電事業を行う場合、工事に着手する六十日前までに市に届出を行う必要があり、届出までには市と事前協議を行うとともに、地域住民等に対し説明会を実施し、措置の内容について同意を得なければならないなどを定めてございます。

五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則は、同条例第二十二条の規定に基づき、条例の施行に必要な事項を定めたものでございます。

同規則の概要について御説明申し上げます。

第三条においては、地域住民等の範囲を定めております。

第四条においては、条例が適用されない事業について定めております。具体的には、建築物の屋根や壁面等に太陽光発電設備を設置する事業や工場立地法に規定する環境施設として太陽光発電設備を設置する事業は適用除外となります。

第五条においては、太陽光発電設備の設置が望ましくない地区を指定しております。災害の防止や生活環境、自然環境及び文化財等の保全を目的としております。

その他、条例の手續として、事前協議、説明会の実施、届出を行うための必要な提出書類や様式について定めております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）ありがとうございます。三月にも議長と市長宛に阪合部自治会、また山林自治会のほうからも要望書が出ておりますので、今後とも引き続き、太陽光発電、知事が申しておりますけれども、その辺の抑止に当たるべくように市としてもどうかよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（福塚 実）十番、吉田雅範議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、二時三十分まで休憩いたします。

午後二時十六分休憩に入る

午後二時三十分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

次に、十一番、藤富美恵子議員の質問を許します。（「十一番」の声あり）十一番、藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）議長より発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおり、一般質問をさせていただきます。

まず、市民交流施設の建設についてお尋ねします。

これは市長の公約でもありました。小さな子供から高齢者まで、市民の集いの場、市民活動、生涯学習の場としての市民交流施設はどのような施設になりますか。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）十一番、藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

市民交流施設の内容は、図書館機能、ホール機能、子育て支援機能、子供の遊び場機能、広場機能に民間商業施設、バスターミナルを併設したものを想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）次に、市民交流施設の建設場所を伺います。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）昨年十二月に議員の皆様にご報告をしたとおり、市内各団体の代表や市民の皆様の意見聴取などの結果、市民交流施設の設置場所は現在のイオン五條店周辺を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）次に、この事業はどこまで進んでいるのか、進捗状況をお尋ねします。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）これまでパブリックコメントを実施し、事業の実施場所や導入する公共施設を決定しました。現在はその規模や整備手法を検討している段階でございます。引き続き、イオンリテール、奈良交通、南都銀行の四者による合意書に基づき、公民が連携しながら事業手法に関する協議を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）本年四月二十四日、「人口戦略会議」から五條市は消滅可能性自治体として発表されました。奈良県十二市では、五條市のほかに大和高田市、御所市、宇陀市、そして、県外では、隣の橋本市も河内長野市も消滅可能性自治体と発表されております。市長に就任されて一年の間に、若い世代が定住しやすい環境づくりとして、市長は、給食費の無償化、第二子以降の保育料の無償化、妊産婦に対する支援として、満一歳までの乳児に月一回、紙おむつの無償配布、スクールバスの運用の基準の拡大、そして、バスの運賃を二百円から百円に値下げするなど様々な公約を実現されました。五條市民が将来にわたって暮らしていきやすいまちづくり、市外からも来てもらえるような中心市街地の活性化、賑わい創出のためのまちづくりプロジェクトはとても重要な施策だと思います。しかし、五條市が消滅しないためには、まだまだこれだけでは不十分です。市長、五條市が消滅しないために、今後どのような施策、取組をしようと考えておられますか。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）有識者で組織する「人口戦略会議」から、日本全体の約四割の自治体が消滅可能性自治体と発表され、本市においても人口減少対策は喫緊の課題であると認識をしています。

特に人口減少が著しい若い世代への支援については、先ほど議員もお述べになりましたように、給食費の無償化、第二子以降の保育料無償化、おむつの無料配布など子育て支援の充実にも取り組んでいます。

また、議員が御指摘の市民交流施設の整備に関しましては、子育て世代や若い世代の居場所、にぎわいの拠点といった地域活性化の核となる大変重要な事業の位置づけとして、市民の声を聞きながら、官民が一体となって進めています。

今、中心市街地、イオンなんですけれども、私が就任させていただいたときも非常に心配したのがイオンさんおってくれるかなということろでございました。そんな中、市民の声をしっかりと聞きながら、皆さんと検討した結果、イオンのほうでやっていくというような方向性が決まったところでもあります。

その中において、民間の南都銀行、また奈良交通、そして本市、そしてイオンと四者が本当に連携をしながら、五條市の活性化、また発展

に向けて進めていかなければいけないというふうに思っています。ただ、私はこのイオンと一緒にやっていくのは五條市にとっては本当に重要なことだというふうに認識していますし、ここで市民の皆さんが本当に集約できる場所をつくっていききたいなとそういうふうに思っています。それがまた一つのまちづくりにもなってきますし、午前中もお話をしましたように、吉野川また新町通りの重伝建を踏まえながら、しっかりとしたまちづくりを、これから皆さんの御意見を聞きながら、そして、議会とも意見交換をしながら協議をしながら進めてまいりたいと、以上のように思っております。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）五條市が消滅しないよう精いっぱい尽力していただきたいと思います。

次に、大和二見駅からシダーアリーナへの送迎バスについてお尋ねします。

大和二見駅からシダーアリーナまで、暑い日も寒い日も雨の日も大勢の生徒たちが歩いているのをよく見かけます。

まず、シダーアリーナの利用状況をお尋ねします。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）シダーアリーナの利用状況については、アリーナではハンドボール、バスケットボール、卓球、バレーボール、フットサルなどの利用があります。

また、研修室、多目的室は約二百人が使用できる会議室として、自治連合会総会、差別をなくす市民集会、地籍調査説明会などの開催に利用いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）次に、シダーアリーナの利用者数。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）シダーアリーナの利用者数は、令和四年度の利用者数三万三千三百一人、令和五年度の利用者数三万七千九百三十九人、令和五年度のほうが約四千六百人多く、令和五年五月八日よりコロナウイルス感染症の五類感染症に移行になったことにより、利用者が増えたと思われます。また、令和四年度と令和五年度の利用者数の平均は約三万五千六百人です。

以上、答弁をさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）そのうち徒歩による利用者は何人ですか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）シダーアリーナの利用者の中での徒歩の利用者数は、中学、高校の生徒で令和四年度は七千七百九十三人、令和五年度は七千五百五十二人、利用者数の平均が約七千四百人となり、全体の約二〇パーセントを占めています。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）その徒歩の利用者で、一番多い日は一日何人ぐらいの人がシダーアリーナを利用していますか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）徒歩による一日の最大利用者数は、令和四年度では五百五十人、令和五年度では五百二十人です。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）徒歩での一日の最大の利用者は、去年は五百二十人ということ、かなりこれ多い人数です。現在、大和二見駅からシダーアリーナへの路線バスの運行はありませんが、これだけたくさんの方の徒歩による利用者があるわけですから、せめて土日、祝日だけでもバスで送迎することはできませんか。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）ゴーちゃんタクシーを含め、バスも含めるんですけども、シダーアリーナへの土日、祝日の運行を確保する場合には、継続的な運用に向けた運転士の確保が大きな課題となります。

また、財政負担の増加の問題もあり、その実現は非常に難しいのが実情です。

しかしながら、冬場の暗い時間に大勢の生徒が歩いて帰ることについては、交通安全の面で課題があると認識しております。
以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）次に、シダーアリーナ、中央公園の駐車場についてお尋ねします。

まず、シダーアリーナ、上野公園と中央公園の駐車場の利用時間をお尋ねします。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） シダーアリーナを含む上野公園及び中央公園の駐車場の現状につきましては、上野公園の駐車場は上野公園条例に基づき開場時間は午前九時から午後五時までとなっております。

次に、中央公園駐車場につきましても午前九時から午後九時までとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 5万人の森公園の駐車場はずっと開放されています。上野公園、中央公園の駐車場を開放しない理由、開放できない理由は何でしょうか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） シダーアリーナ、上野公園及び中央公園の駐車場の開放をしない理由は、深夜の騒音や放置車両の問題など周辺住民への影響が懸念されることが挙げられます。特に中央公園は住宅密集地に隣接していることから、地域住民との協議や防犯カメラの設置など適切な管理が求められます。施錠なしの開放につきましては、慎重な対応が必要と考えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 深夜の騒音や放置車両の問題など周辺住民への影響が懸念されるということであれば、その本町の旧庁舎跡地、この駐車場はどうなりますか。ここも住宅密集地です。周辺に住民の方がたくさん住んでおられます。それと中央公園の前の道路は駐車禁止となっています。午前九時から午後五時以外の時間は、車で来られる方は中央公園や上野公園を利用することができません。過日、午後五時に中央公園に来た人が駐車場に入ることができず、残念そうに帰っていかれるのを見かけました。市長、5万人の森公園、旧庁舎跡地、それから、水辺の楽校、大川橋の下の河川敷ですね。いずれの駐車場も開放しています。皆さん、午後五時以降も公園や河川敷での散歩を楽しんでおられます。これらの駐車場は開放しているのに、シダーアリーナ、上野公園や中央公園の駐車場は開放できない、なぜでしょうか。市長、防犯カメラを設置するなどして、シダーアリーナ、上野公園と中央公園の駐車場を開放していただけないか。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 上野公園や中央公園の駐車場の現状と今後につきましては、担当部長から説明のあったとおりです。中央公園にしましては吉野川堤防に隣接していることから、多くの利用者の方々に散策などにも利用いただいているところです。しかし、土曜・日曜・祭祝日は路上駐車が頻繁に起きて非常に危険な状態だと聞き及んでいます。公園を利用される方、また周辺住民の方々の安全確保の面からも適切な対応を講じてまいりたいと考えています。私自身も中央公園、ロープが張ってあって、道にずっと車が並んであったことを確認したことがございます。非常に危険な状態やなというふうなことを思っております。

この間も地域の方に電話をさせていただきました。その中で、やはり花火であったり、不法駐車であったり、そういうところからちょっと厳しいなというお話をいただいたところではあるんですけども、やはり矛盾点も多々あるのかなというふうに思いますし、そんな中、今後、地域の方々としてしっかり協議しながら、先ほど議員がお述べになった防犯カメラなども踏まえ検討してまいりたいなというふうに思っています。以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 土日、祝日は路上駐車が頻繁に起きて非常に危険な状態だということであれば、市長、これ中央公園の前のハートピアさくらの駐車場ですが、ここも斎場を利用していないときは開放していただきたいと思います。あるんですから、空いているときは使わなければと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） ハートピアさくらの駐車場に関しましては、私も議員のとき、このことについては何度か一般質問をさせていただいたことがございます。ハートピアさくらで葬儀をするときには、あの前の駐車場は使用ができないということでしたが、今回、私が今、指示を出しているのは、その葬儀をされている喪主の方にお聞きをして、利用がなければ、ここを開放していただけないかということを担当課から確認をとるような指示を出しました。そんな中においても、今後、ハートピアさくらで葬儀があった場合にしても、了解が得られるようであれば、そのような方向で進んでまいりたいと思っています。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） その中央公園の駐車場はいつもいっぱいです。その前の駐車場、この今、市長、言っていた、ハートピアさくらの駐車場ですが、がらがらで施錠しています。やっぱり五條に来ていただこうと思えば、先ほど朝から窪議員も質問しておられましたけれど、

市長も答弁しておられましたけれども、やはり五條に人を呼び込む、そして、訪れてもらえるまちづくり、これを実現しようと思えば、もう駐車場というのには必要です。不可欠です。ですから、いろいろ地域の方の考えもあるかとは思いますが、利用者の立場に目線に立つて取り組んでいただきたいと思います。できることはすぐにやるという市長の実行力に期待しております。

終わります。

○議長（福塚 実） 以上で、十一番、藤富美恵子議員の質問を終わります。

次に、十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。（「十二番」の声あり） 十二番、大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄） それでは、議長の発言許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問を行います。

まず、一つ目、元ゴルフ場の県有地を活用した広域防災拠点整備の提案及び県への要望についてでございます。

御存じのように、元ゴルフ場は、前知事が六十二万平米を三十六億円で購入しました。その後、山下知事に代わりまして、その六十二万平米にメガソーラーを二十五万平米設置し、そして、一万平米にヘリポートや備蓄倉庫を設置するということを発表したわけでありますけれども、このメガソーラーにつきましては、太陽光という自然エネルギーを活用して発電するわけですから、いいことはいいわけですが、しかし、設置場所、設置の仕方を誤れば、大変大きな被害を下流住民の皆さんに与えるということで、私も三月議会では、その危険性を明らかにしたところでございます。

危険性をもう一度申し上げますと、メガソーラーを設置したその場所に雨が降りますと、ゴルフ場の上に雨が降った場合は、降った雨の約六割が下流へ流出する。しかし、メガソーラーの上へ雨が降った場合は、降った雨の九割は下流へ流出するということが専門家が明らかにしておりますので、そのことをまず危険の第一に挙げさせてもらいました。

また、危険性の二つ目には、メガソーラーで発電した電力を送電線で目的地まで送る場合は電磁波の被害が起こります。国立環境研究所が疫学調査を実施したところ、送電線の近くでは、それ以外の場所に比べて白血病が二・七倍も多かったということが国立環境研究所が発表しているわけです。

また、問題点の三つ目は、日本の資源エネルギー庁の事業計画作成ガイドラインでは、メガソーラーを設置する場合には、地域との関係の構築を重視するよう強調しているということがあります。

こういった三点の危険性、問題点を明らかにさせてもらいました。

今回は、その前知事が購入した六十二万平米のその土地を活用して、効率的な広域防災拠点をつくるべきだということを、我が党の県議会議員や専門家も含めて提案させていただいておりますので、その点を基に今回、提案をいたしますので、参考にしていただきまして、県への要望を行っていただきたいというふうにもまず最初に申し上げます。

(一) 災害発生時の情報の収集と発信の施設をつくるということが大事ではないかと思ひます。御存じのように、あの元ゴルフ場を奈良県の広域防災拠点に整備した場合、この災害発生時の情報の集中発信は、これ五條だけではないわけです。奈良県全体の災害発生状況を捉えて、そして、救出体制をするために重要な部門に発信しなければなりません。そして、今、言われている南海トラフ地震というのは幅が広いわけです。北のほうは静岡県から南は九州の入り口まで、この広い幅で起こるだろうと言われているわけですからね。ここにつくる広域防災拠点の災害発生時の情報の収集と発信も、奈良県外、奈良県周囲のその災害発生時の情報の集中・発信が必要だということになると思ひますね。したがって、通信機器と人材の確保が伴う大変、重要な施設ではないかと思ひますけれども、既に熊本県はこの施設をつくっているということがあります。

(二) 応急活動要員が結集、出動できるベースキャンプ及び複数機のヘリコプターが離発着できる大型ヘリポートのそういう施設整備が必要ではないかと思ひます。これはもう能登半島の地震の教訓もそうですし、紀伊半島大水害のとき、大塔町の災害救援においても既に我が五條市は体験しておりますから、これはもうどなたにも御理解いただけることではないかと思ひますね。

(三) 救援物資の集積配送の受入れ場所、これももう御理解いただけると思ひますけれども、紀伊半島大水害のときにも全国から救援物資を頂いて、そして、要所要所に置いておられましたけれども、今度は五條だけではないわけですからね。奈良県全体のことを考えた、救援物資の集積・配送の受入れ場所を確保しなければならないというふうに考えます。

(四) は、ユニボ等の掘削用機械を常備した備蓄倉庫ですね。これも紀伊半島大水害のときにやはり道が崩れて奥地が食料支援もできないという状況になりましたけれども、大塔町や五條市の建設業者が自主的にユニボ等の重機を出してくれて、そして、砂利等を取り除いて、大塔町の奥地へ入ることができたと、また、それ以外の災害場所等においてもユニボ等の活用で大変この活用、解決していただいたところですね。

(五) 消防職員や消防団員のための訓練研修を行う消防学校ですね。現在、宇陀市にありますけれども、もう建物が古くて、消防学校の建物にしては不適切だというような状況になっているということですから、まず、この南部の五條に消防学校、これが必要ではないかというふうに提案します。

そして、(六) といったしましては、県南部で多発する深層崩壊、大規模崩壊のメカニズムの解明と対策を研究する施設ですね。これはもう

皆さん御存じのように、昨年の十二月、下北山村の国道一六九号の上へ山崩れが発生しまして、この間、専門家の御意見もいただいて、いろいろ対策を検討して、現在、ダムのほうへはみ出した道路をつくっていますけれども、今日この時点でも、その道路は緊急車両だけが通行できて、一般車両、これまだ通行できないんです。この間、山下知事も行って見ていましたけれども、そういう状況なんです。去年十二月に発生した事故でもいまだにそんなところですね。

そして、その後、四月一日頃には、上北山村側の国道一六九号のところで山崩れがありました。

そして、その後、四月の末には、下北山と十津川を結ぶ国道四二五号の国道にも上から山が崩れてきたというふうに、あまり大きな雨も降っていない、強い風も吹いてない、もちろん地震も発表されておらない。そういう時期に、あの下北山村、上北山村、国道四二五号の災害が発生しているわけですからね。だから、やはりこの深層崩壊のメカニズム、原因の解明ですね。そして、その対策を研究する施設。県も国も、これは今、考えられていると思いますけれども、プラス、この五條の広域防災拠点にもこの施設は必要ではないかということが今もう現実の下北山村、上北山村の山崩れによって、これはもう明らかにしているわけですからね。これが非常に重要ではないかというふうに考えます。あと(七)は瓦礫の処理用地ということで、瓦礫の処理用地は奥地のほうはまあ場所があるか分かりませんが、一時的に置いておく瓦礫の処理用地も防災拠点には必要ではないかということです。

以上がこの元ゴルフ場の県有地を活用した広域防災拠点整備の提案及び県への要望でございますけれども、ひとつこの地元五條市の深く関係する広域防災拠点になりますので、市長はじめ部長の答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 十二番、大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

大規模広域防災拠点整備につきましては、令和四年度までに県が推進してまいりましたが、令和五年度、山下知事が当選してからは、事業が見直され、新しい整備案が発表されました。しかし、令和六年度県予算が県議会会で否決されるなど猛反対に遭いました。

現在、県では、学識経験者などにより五條市と樺原市を中心とした県全体の防災体制を総合的に検討する「防災応急対策検討部会」が開催されており、本市としては、部会の動向を注視し、当初の理念に沿った整備が進められるよう強く要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今、県知事は、専門家も含めた検討委員会をつくって、その皆さん方の意見もいただいているわけですが、しかし、

この過去の紀伊半島大水害を体験した五條、そして、また、元ゴルフ場の用地はこの五條市内にあるわけですからね。だから、そういう面でも、今、県知事は検討委員会を開いていますけれども、それも大事なことですからね。この五條市からこの提案をやはり県知事に挙げていくということも非常に大事だと思いますね。検討委員会の皆さん方も、今、明らかにさせてもらいました、こういった提案を見ていたでいて、ああこれはいいなというふうに賛同していただけたところも出てくるか分かりませんからね。だから、遠慮するんじゃないに、県知事も検討委員が開いているけれども、五條市としてもこの点が大事だということをやはり上げていく、このことが将来の奈良県の皆さんの、また五條市の皆さんの安全・安心の災害防止対策をつくるうえにおいても、非常に大事ではないかというふうに強調しておきたいと思います。それでは、二番、耐震補強工事補助額の百万円の増額についてというところへいきます。

御存じのように、能登半島地震の教訓からしても、やはり耐震補強工事をしてない家のほとんどはもう崩れています、壊れています。また、地震対策の専門家の意見でも、地震被害を最小限に抑えるためには、地震前の対策としては、家屋の耐震を強化することが非常に大事だということが、地震の専門家もこれはもう何年も前から強調しています。そして、同時に、今言われている地震発生後は一秒でも早くやはり被害者を救出せないかん。大体言われている七十二時間以内に救出しなければ命が助けられないというふうに言われていますから、したがって、この地震前の家屋を強化する耐震補強工事、これも非常に大事だということがもう明らかになっているわけです。その中で、奈良県下におきましても急激にこの補助額を上げています。

現在、私のつかんでいる範囲内では、百万円に引き上げたところは、御所市、香芝市、山添村、田原本町、王寺町、天川村と、三月議会でほぼよつとこの状況ではなかったわけですが、この間、もう急速にこのように補助額を引き上げております。

この間、御所市の担当課に聞きますと、御所市が百万円に引き上げましたけれども、国・県の補助は今までどおり、国が百万円の二分の一、県と御所市は四分の一ずつということで、やはり今までと同じ負担割合で国も県も負担してくれるわけですから、五條市の負担はそんなに一遍に増えるということではないわけですからね。もうこれだけ紀伊半島大水害、そして、それ以後、この日本国中でたくさんの地震被害が発生しているこの状況の中ですからね。やはりもう今、五條市としても耐震補強工事の補助額を現在の五十万円から百万円に引き上げるということを強く求められているのちがいますか。その点、いかがですか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 耐震改修補助制度につきましては、令和六年三月議会において答弁させていただきましたとおり、五十万円を上限として耐震改修工事費の八〇パーセントの補助を行っております。

また、本年一月一日の能登半島地震の影響も踏まえ、令和六年度におきましては、耐震改修工事補助金の募集件数を例年の一件から五件へ増加するとともに、補助金の代理受領制度を創設することにより、市民の負担を軽減し制度の利用のしやすさの向上を図っているところですので、以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今、強調しましたように、他市町村が上げてきて、五條市も紀伊半島大水害前後して大変な被害に遭っているわけですからね、もうこの辺で決断されるように強く求めています。

次、大きな三番、戦争阻止を目指し、自衛隊の海外派遣の中止及び米軍との先制攻撃や敵基地攻撃の中止を政府へ要請することについてに入ります。

（一）過去の自衛隊の海外派遣とその後の法律の制定でございます。

もう御存じのように、二〇〇一年、平成十三年十一月、アメリカが同時多発テロを受けて、その報復として、アフガニスタン報復戦争を開始しました。このとき、日本の政府は、テロ特措法という特別の法律をつくって、アメリカ軍と一緒にアフガニスタンへ自衛隊を派遣し、そして、自衛隊は戦闘地域へ後方支援として支援をしたわけでありました。

このとき、日本の海上自衛隊は合計一万三千三百人、派遣されました。その戦争の後方支援を終わって日本に帰国した後で、派遣された自衛隊員の中で、二十五名が、皆さん、日本に帰ってから自殺しているんですよ。アメリカ軍の後方支援であったとしても、いかに日本に帰ってから自衛隊員が二十五人も自分で自分の命を絶つということは、大変な状況であったということがあらわれているのではないですか。こういう海外派遣をした場合のまず一番の犠牲は自衛隊員、真面目な自衛隊員がこのように犠牲になっているわけです。

そして、もう一つの海外派遣は、二〇〇三年、平成十五年三月ですね。アメリカが「イラクは大量破壊兵器を持っている。」という口実でイラクを攻撃しました。これに対して、日本の政権は、イラク特別措置法を可決して、陸上自衛隊をイラクへ派遣し、後方支援をしました。そして、この後方支援が終わって、日本に帰った後で、自衛隊員の中で二十八名が、これも日本に帰ってから自殺しているんですよ。やはり大事な自衛隊員の犠牲がここでも出ているわけですね。

そして、本当にイラクに大量破壊兵器があったのかどうかということを調査しておったアメリカの調査団、国連の調査団が、後で調査の結果を発表しましたが、大量破壊兵器はなかったと、アメリカ自身の調査団と国連の調査団がそういう発表をしたわけです。だから、このアメリカのイラク戦争は、うその口実でやったと、これ言われても仕方がないんですね。そして、その犠牲に日本の自衛隊員が二十八名も

自殺するということが起こっています。したがって、やはり日本の国がこれアメリカのアフガニスタン報復戦争のときも、そして、アメリカのイラク戦争のときも、アフガニスタンやイラクから日本はこれ何も攻められてないんです。攻められてないのに、日本の自衛隊員を派遣して、そして、自衛隊員にそれだけの犠牲が出たわけですからね。よく、これアフガニスタンやイラクからアメリカと一緒に日本も攻めてきているんだから、我々も日本を攻めますよということで、日本に戦争をまだ仕掛けてこなかったからいいけれどもね。これ戦争を仕掛けられてもしゃあないんです。さきに日本の自衛隊が派遣されて、アメリカと一緒にアフガニスタンを攻めイラクを攻めているわけですからね。しかし、アフガニスタンとイラクはまだ日本は攻められてないけど、これからはそんなわけにはいきませんよ、こんなやり方をしたらね。したがって、やはりこういう自衛隊員を海外派遣するということはもうやめなさいと、今、日本の地方自治体から声を上げるということが非常に大事になっていると思います。

アフガニスタンやイラクの戦争は、特別措置法をつくって自衛隊員を派遣しましたけれども、それだけでは済んでないわけです。二〇一五年、平成二十七年の五月には、そのときの政権が、日本が他国から攻撃を受けてないのに、アメリカ等が戦争を起こしたら、その戦争が正義なのか不正義なのかも検討せずに、自衛隊員をまた戦闘地域へ派遣できる法律、安全保障法制をこの平成二十七年に既に可決して、今、それは有効になっているわけです。いつでも活用できる状態になっているわけですね。

したがって、今現在はそのような状況ですけども、やはりどこからも日本が攻めてきてないのに自衛隊員を派遣するというのは、そんなやり方をやめるように、日本全国の地方自治体の皆さんも声を上げられるということが、日本と世界の平和を実現するためにも非常に大事であるということ強調したいと思います。

そして、(二) 安保三文書の閣議決定に基づく敵基地攻撃能力の保有、二〇二二年十二月についてということですけども、これは岸田政権であります。岸田政権が令和四年に安保三文書を閣議決定したわけです。その閣議決定の内容はどういうことかといいますと、敵基地攻撃の能力を保有する体制をとるということと、軍事費を日本の国内総生産比二パーセント増額をやりますよというのが安保三文書のこれ閣議決定の内容ですね。それを令和四年に岸田政権はつくっております。

そして、その後、(三) ですが、岸田首相がバイデン大統領と会って、四月十日、共同声明を発表しているわけですね。その共同声明の内容は、アメリカ軍と自衛隊の指揮統制の枠組みを強化するということが、岸田首相とバイデン大統領の共同声明になっているわけですね。

その共同声明の内容をもう少し具体的に明らかにしておきますと、アメリカ軍と自衛隊の指揮統制の枠組みの強化。もう一つは、アメリカ、

イギリス、オーストラリアのこの三国でつくっている軍事同盟でありますけれども、これはAUKUS（オーカス）と言われておりますけれども、この軍事同盟AUKUSへの日本の軍事技術を協力していくというのが、もう一つの内容です。

もう一つは、武器の共同開発、生産の拡大もしますよと、こういう内容ですから、これはもう明らかにアメリカ軍の事実上の指揮下に日本の自衛隊を組み込ませるということだというのが我が党の国会議員の質問と調査で明らかになっているわけですよ。

そして、四月一日、岸田首相とバイデン大統領が共同声明を発表しましたけれども、その後の今、国会が開かれています。この開かれている国会の中に、岸田政権が提出した大変危険と思われる法律が幾つかありますので、明らかにしておきますけれども、一つは、「統合作戦司令部設置法」、これはまだ参議院では可決されていないと思うんですけどね。その内容は、自衛隊は事実上、米軍の指揮下に置かれ、日本の指揮権まで米国に差し出す、そういう内容になっております。

二つ目の法案は、「経済秘密保護法」、この法案の中には、政府が指定する秘密の範囲、秘密の範囲を現在は防衛と外交に絞られています。ところが、その秘密の範囲を経済まで拡大すると、そして、兵器の開発、輸出を加速していくという法案。

三つ目は、「次期戦闘機共同開発条約承認案」、この内容は殺傷兵器のもう最たるものである戦闘機を第三国に売りさばっていくという、こういう内容ですね。これも今のこの国会で提出されて、衆議院、参議院で今、議論をして、もう衆議院では可決したやつもあります。

そして、もう一つは、私たちが地方自治、政治の根拠としている地方自治法の改定案も出されています。どういう地方自治法の改定案になっているのかと言いますと、現在の日本国憲法は、過去の侵略戦争の反省から、日本国憲法は、地方自治を明記し、政府から独立した機能を持つ団体自治と住民の意思に基づく住民自治を保障しています。現在のこの地方自治法ね。ところが、その中に、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、地方自治体に指示できる新たな指示権限をこの地方自治法の改正の中に入れ込んであるわけがあります。これはもう明らかに憲法で保障された地方自治法を根底から壊すものだというふうに国会議員は明らかにしております。しかも、この議案の審議の中で、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態とは何か、その何かということにも判断基準も審議では答えられてない、何ぼ質問しても答えられてないというふうなことが、今、国会で起こっているということです。

そして、食料に関する法案も出ています。これは「食糧供給困難事態対策法案」といいまして、不測の事態に際し、農業者に対する増産、もっとこれをつくりなさいという増産の指示、そして、指示に従わなかったら罰則をかけますという、こういう内容の「食糧供給困難事態対策法案」も今、国会で上がっているわけですね。

こういうふうに、やはり表はいいように言われていますけれども、質問して中身をつかんだら、今、私が明らかにしたような、そういう法

案になるとというのが我が党の国会議員の見解であります。

こういった武器をつくって、武器を活用して幾ら戦争しても、それは平和にはつながらないということは、喫緊のロシアのウクライナ侵略によってもこれ明らかですわね。何ぼ友好国の武器を活用してこれ戦争をしても、平和の道取りはつかんわけです。それよりもこの世界には、話し合いで紛争を解決している国があります。それは、東南アジア諸国連合十か国です。十か国の名前を明らかにしますと、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ミャンマー、ベトナム、ラオス、カンボジアですね。この十か国は一九七六年、昭和五十一年に武力の不行使、武器を使わないということですね。不行使と紛争の平和的解決を誓約しました、十か国で。そういうことを誓約し、東南アジア友好協力条約を締結しています。この条約を土台に粘り強い対話の努力を続けて、今、大体一年間で千五百回も話し合いをしている。一年間で千五百回といいますと、皆さん、一日は三・五回ぐらいになるんです。この十か国は一日で三回ないし四回、紛争が起こったら、みんな集まって話し合いをしています。そして、戦争にならないようにして成果を上げているわけです。このようにロシアのウクライナ侵略やら、イスラエルのガザ攻撃やら、もっとあちこちにもいろんな軍備を使った紛争がありますけれども、戦争もありますけれども、こういう東南アジア諸国連合のような、もう一日に三回、四回、年間千五百回も話し合いで紛争を抑えて戦争をなくしているという、このやはり実例がこの地球上にあるわけです。この辺をもっともとより日本と世界の皆さん方に知っていただくというのは大事であるというふうに思いますけれども、そういったためにも、今申し上げましたことを五條の市長をはじめ日本全国の自治体の皆さん方が政府に声を上げていただく、このことが非常に大切ではないかというふうに考えますけれども、ひとつ答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 議員の御提案の案件、自衛隊関連の政府への要請につきましては、防衛に関する事項は政府の所管事項でありますので、本件についての政府要請は、本市としては考えておりませんが、国の平和と国民の安全を守ることとは極めて重要な事項と考えております。

また、最近の全国各地の災害発生状況等も見てみますと、国民の安全を守ることの重要性は一層増しているとの認識をしております。このため、五條市としては、その対応能力が高い陸上自衛隊員の誘致を粘り強く進めていきたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） あれですね、自衛隊の皆様方に災害の救援に頑張っていたかどうかというのは、これはもう何の異論はないわけですわね。しかし、本当に国のため、国民のためということで自衛隊に入隊した皆さん方が、今、言ったように、どこからも攻められてないのに、アメリ

カやほかの国の戦争に自衛隊員を派遣させられて、そして、自分の命を断つというような、こういう状況が起きていることで、今、明らかにした、今、国会に出てきている法案が可決されて進められたら、もっともつと、まず自衛隊員の皆さん方の犠牲が増え、そして、ひよつとしたら日本が、我々攻めてないのに、日本がアメリカと一緒に攻めてくるからということ、相手国から日本が攻撃されるという、そういう事態にもなりかねませんからね。だから、自衛隊員の災害派遣は、それはそれとして頑張ってもらったらいいわけですけれども、日本の安全を守るためにも、純粋な自衛隊員の命を守るためにも、今、私が申し上げたようなことを国のほうへ要望されるということを強調いたします、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも御苦労さまでした。

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よつて、本日はこれにて延会することに決しました。

明日十四日午前十時に再開し、一般質問及び議案審議を行います。

○議長（福塚 実）本日は、これをもって延会いたします。

午後三時三十二分延会